

議長	副議長	局長	次長	議事係長	議事係

経済常任委員会会議録			
日時	令和3年 3月12日 (金)	開議	午後 1時00分
		散会	午後 5時39分
場所	消防講堂		
議題	付託案件		
出席委員	中村（誠吾）委員長、中村（吉宏）副委員長、横尾・小池・面野・高野各委員		
説明員	産業港湾・港湾担当両部長、農業委員会事務局長 ほか関係理事者		
<p>別紙のとおり、会議の概要を記録する。</p> <p>委員長</p> <p>署名員</p> <p>署名員</p> <p style="text-align: center;">書 記</p>			

～会議の概要～

○委員長

ただいまから、本日の会議を開きます。

本日の会議録署名員に、横尾委員、面野委員を御指名いたします。

付託案件を一括議題といたします。

この際、説明員より報告の申出がありますので、これを許します。

「まるごと小樽プレミアム付商品券事業の実施結果について」

○（産業港湾）藤本主幹

それでは、まるごと小樽プレミアム付商品券事業の実施結果につきまして報告させていただきます。

お手元の資料1を御覧ください。

本件につきましては、昨年12月の第4回定例会の際にも報告しておりますので、それ以降に進捗した点などを中心に説明させていただければと思います。

まず「(2) 商品券の概要」についてなのですが、市内の取扱店で使用できます額面1万3,000円の商品券を1万円で販売するもので、1冊につき1,000円の商品券が13枚、そのうち7枚が市内共通券、6枚が地域応援券という構成になってございます。

続きまして「(8) 販売状況」についてですが、11月4日から11月30日までの販売期間中に4万8,393冊が販売されまして、1,607冊が販売残となりました。少しでも多くの方に使用していただければと思ひまして、当初、販売の際に1人2冊までということで募集したのですが、2冊の購入を希望されたにもかかわらず、抽せんの結果1冊とさせていただいた方がおりましたので、こういった方を対象に再度抽せんを実施させていただきました。その追加販売を行いましたら1,314冊が販売されましたので、合計で4万9,707冊、販売総数5万冊に対しまして、約99.4%が販売された結果になってございます。

次に「(9) 取扱店舗数」についてですが、市内に本社・本店がある店舗が955店舗、市外に本社・本店がある店舗が186店舗、合計で1,141店舗に取扱店としての登録をいただいたところでございます。

次に「(11) 換金実績」についてですが、2月5日まで換金申請を受付したのですが、販売枚数に対しまして約99.7%が換金されたという形でございます。

それから「(12) 商品券の使用割合」を御覧ください。一般的に地域応援券は市内に本社・本店がある店舗で使用する事が多く、市内共通券はスーパーなど市内に本社・本店がない店舗で使用する事が多いのですが、市内共通券のうち約2割に当たる約7万枚、金額でいうと7,000万円程度が市内に本社・本店のある店舗事業所で使用されたという結果になってございます。結果として商品券の半数以上が市内に本社・本店がある店舗で使用されたことから、地域経済の下支えには寄与できたのではないかとこのように考えているところでございます。

最後に、今回の商品券事業の特徴としまして、比較的早い時期に商品券が使用されたのかというふうに考えてございます。

資料にはないのですが、販売実績として11月4日から販売を開始したのですが、11月8日までの3日間で5万冊のうちの3万冊が販売されたというような状況でありました。また、換金実績につきましても、12月末までに6割が換金されているという格好でございまして、本事業の目的であります、中小・小規模事業者の事業継続支援という意味では、一定程度効果があったのではないかとこのように考えてございます。

○委員長

「小樽市鳥獣被害防止計画（令和3年度～令和5年度）策定及びパブリックコメントの実施について」

○（産業港湾）宮田主幹

それでは、小樽市鳥獣被害防止計画（令和3年度～令和5年度）の策定及びパブリックコメントの実施について

報告いたします。

お手元にあります資料2、A4縦版と鳥獣被害防止計画（案）を御覧ください。

まず、鳥獣被害防止計画についてですが、これは鳥獣による農林水産業等に係る被害防止のための特別措置に関する法律、いわゆる特措法に基づき、鳥獣被害防止対策を効率的に行うため、被害の状況やその対策について市町村が定める計画であります。

今回の策定は、平成24年度に始めまして、計画を策定し、これまで2回の改定を実施いたしましたが、依然として市内において鳥獣による農林水産業の被害が発生しており、継続した対策が必要なことから、今回3回目の改訂を行うものです。

資料2の「1 市の鳥獣被害対策経緯」を御覧ください。

平成24年度以前は、北海道猟友会小樽支部と委託契約により、有害鳥獣の駆除を依頼していましたが、特措法によりまして、平成24年9月に本計画を策定し、3か年ごとの計画の改訂を経て、現在は市長が任命する実施隊員59名が捕獲・駆除業務に当たっております。

次に「2 鳥獣被害防止計画（令和3年度～令和5年度）の改定内容」につきましては、お手元の鳥獣被害防止計画案を御覧ください。4ページから始まります「3 対象鳥獣の捕獲に関する事項」の（3）、これは次の5ページになります。

黄色のマーカーで示されている部分ですが、エゾシカの捕獲計画数をこれまでの150頭から180頭に変更しております。これは国のシカ捕獲強化と近年の捕獲実績を踏まえたものであります。

次に8ページ、「7 捕獲等をした対象鳥獣の処理に関する事項」につきましては、捕獲した対象鳥獣を収集・運搬業者による桃内の小樽市廃棄物最終処分場での埋立処分が可能であることを明記したものであります。

今回の改定はこの2項目であります。このほか、現状値や字句の修正等、軽微な変更を行ったところであります。

最後になりますが、資料の2に戻りまして「3 今後のスケジュール」についてですが、表記のとおり昨日パブリックコメントの期間が終了いたしております。意見はメールにより2件ほど寄せられております。今後、寄せられた意見を集約し、市の考え方を公表した後、最終案を北海道へ報告しまして、今月下旬には本計画が確定することとなります。委員の皆様改めて報告を行う予定であります。

なお、確定した計画は、市民の皆様への周知のため、4月に市のホームページに公表するほか、広報おたるでの掲載を予定しております。

○委員長

「令和2年度企業誘致サポート事業について」

○（産業港湾）由井主幹

令和2年度企業誘致サポート事業の概要につきまして報告いたします。

お手元の資料3を御覧ください。

まず、「1 目的」ですが、本事業は全国の製造業、物流業などの企業に対し、今後の設備投資に関する調査及び立地環境のPRを今回参加した14団体で合同にて実施するもので、立地動向等を分析の上、今後の企業誘致活動に活用することを目的にしています。

アンケートで設備投資の可能性があるなど、有意な回答を得た企業に対しては、委託業者の日本立地センターの専門職員が訪問や電話などによりヒアリングを行っております。

「2 委託業者」から「4 委託契約金額」は記載のとおりで、「5 参加団体」は14団体で地方自治体が13自治体、民間の工業団地所有企業が1企業となっております。

「6 対象企業の抽出条件」は（1）抽出数、いわゆる調査対象数が1万4,000社で（2）資本金、（3）業種は記載のとおりとなっております。

「7 発送及び回収結果」は、調査表を産業用地を紹介するダイジェスト版を同封の上、郵送しており、(3)回収数ですが1,479社となっております。

「8 調査項目」は記載のとおりです。

2ページ以降になりますが、「9 調査結果」ですが、主なものを抜粋して記載しております。

①新たな事業展開の予定は、「サプライチェーンの強化」が最も多く183社で全体の12.4%を占めており、②サテライトオフィス等の計画は「実施中」「検討中」「計画あり」とした企業が合わせて121社で全体の8.2%を占めており、③新型コロナウイルスの設備投資の影響は、「投資減」と回答した企業が最も多いものの、「投資増」が51社、影響しないが423社となっております。④企業を継続するための計画でありますBCPの対策の内容は、「BCPの必要性がある」と回答した企業のうち、「災害マニュアルの作成」が最も多く861社で全体の64.9%を占めております。

3ページ目ですが、⑤設備投資計画の状況は立地の「計画あり」が304社で全体の20.6%を占めており、⑥設備投資計画の進捗状況は、「立地の計画あり」と回答した企業のうち、「情報収集中」は最も多く115社で全体の37.8%を占めており、⑦設備投資計画の予定時期ですが、「3年以内」が最も多く78社で全体の25.7%を占めております。

最後に、「小樽市を立地候補地として関心がある」とした企業は8社であり、地域別、業種別は記載のとおりで、計画の有無では、「計画あり」が1社あり、この1社につきましては、日本立地センターの専門職員と共に私も訪問しまして具体的な計画などをヒアリングしております。また、本市に関心があるが当面計画はない、道外も含めた企業に対しましては、企業訪問などのアプローチを行う予定のほか、⑥設備投資計画の進捗状況で「検討中」や「情報収集中」とした企業に対しましても、本市への立地につなげるため立地環境などの情報提供に努めてまいります。

○委員長

「小樽港港湾計画の改訂時期の延期について」

○（産業港湾）港湾室主幹

小樽港港湾計画改訂時期の延期について報告させていただきます。

現在、小樽港港湾計画の改訂作業において、大型クルーズ船に対応するための整備計画を港湾計画に位置づけるため、小樽港航行安全検討業務を実施しております。この業務では、小樽港への入出港時のビジュアル操船シミュレーションの結果に基づき、視覚的な面も含めて、船舶航行の際の港湾施設の安全性を判断するものでありますが、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、本年1月に国により緊急事態宣言が発出されたことから、1月に川崎市において予定していたシミュレーション実施時期を延期する必要性が生じたところでございます。

このシミュレーションの実施は、関係者との調整や会場の都合から、今回は早くとも本年4月上旬以降となり、この検討業務が少なくとも約2か月ずれ込むことに伴い、港湾計画の改訂時期を令和3年7月から次回の国の審議会が開催される令和3年11月へ変更してまいりたいと考えております。

なお、港湾計画の改訂時期の変更に伴う影響についてですが、直近の事業箇所として港湾計画への位置づけが必要な箇所は、第3号ふ頭及び周辺再開発事業における埠頭基部の船溜まり、マリン広場の緑地がありますが、これらの工事は令和4年度以降で予定しているため、港湾計画改訂時期が11月になっても影響はないものと考えております。

○委員長

「第3号ふ頭及び周辺再開発事業について」

○（産業港湾）港湾室主幹

第3号ふ頭及び周辺再開発事業について、現在の状況を報告させていただきます。

資料の4を御覧ください。

こちらは、去る2月12日に委員の皆様にお集まりいただき、意見交換会を開催させていただきましたので、主に

変更箇所について説明させていただきます。

まず、「1 再開発事業のスケジュール」につきましては、埠頭内と埠頭基部に分けて、それぞれ施設ごとに整備スケジュールを記載しております。

「2 事業費と財源内訳の見込み」では、当面の整備目標とする国・小樽市それぞれの事業費の見込額を記載しております。

「3 再開発事業に伴う市執務室等の移転」では、マリン広場に建設する観光・商業施設、現観光振興室庁舎、34号上屋について、それぞれ事務所などの移転の考え方について記載しております。

「4 みなとオアシスの登録」では、登録時期について観光・商業施設のオープンに合わせた登録を目指して準備を進めるとした内容に変更はありませんが、追記した内容については申請までに整理が必要な事項について令和3年末を目途に整理することとしております。

「5 観光・商業施設の導入について」と「6 小樽市観光物産プラザ（通称：運河プラザ）の活用案について」につきましては、この後観光振興室から説明いたします。

「7 その他」では、当該地区のにぎわい創出のための今後の取組として、四つの項目を記載しております。市といたしましては、この地域を港観光の拠点となるよう、関係機関や民間事業者とも連携しながら、また当委員会へ状況の報告を行いながら進めてまいりたいと考えております。

○（産業港湾）観光振興室丸田主幹

私からは、「5 観光・商業施設の導入について」、「6 小樽市観光物産プラザ（通称：運河プラザ）の活用案について」の2点報告をさせていただきます。

まず別紙一1、第3号ふ頭及び周辺再開発における観光・商業施設の導入についてを御覧ください。

2枚物となっております。1枚目につきましては、令和2年第4回定例会までの報告事項を要約したものとっております。

「1 再開発区域における民間活力導入の必要性」につきましては、中ほどの米印太線部分、官民の連携は必要不可欠であるとし、小樽市、小樽商工会議所、小樽観光協会等で構成する第3号ふ頭を核とする魅力づくり連絡会議を設置し、具体的な整備内容や官民連携の枠組みについて意見交換をしてまいりました。

「2 官民連携の枠組」につきましては、米印太線部分ですが、第3号ふ頭基部周辺は、小樽市民にとって魅力的かつ大切な場所であり、オール小樽で創り上げていける運営主体が望ましいと判断し、官民で連携して取り組める運営主体の枠組みを採用し、市内経済界からの出資の受皿となり、市も関与できる枠組みとしまして、官民共同出資の第三セクター、株式会社小樽観光振興公社もしくは新たな設立会社による、運営主体を検討してまいりました。

以上につきましては、令和2年第4回定例会までに報告した内容となっております。

2枚目を御覧ください。

「3 現時点での検討状況」につきましては、前述のとおり官民共同出資の第三セクターによる整備と、運営の手法を選択し、具体的には新たなまちづくり会社を設立して行う提案に対し、市といたしましては、運営中の既存観光駐車場との一体的な運営が望ましいこと、さらに、市の財政状況から新たな出資による第三セクターを増やすべきではないことなどの判断から、小樽観光振興公社を生かした事業展開を行えるよう協議を進めてまいりました。

小樽観光振興公社による事業展開につきましては、本市といたしましては、コロナ禍の現状から事業開始時期等については慎重に検討する必要があると考えており、改めて事業計画や課題整理が必要であると判断しております。

今月中に開催されます小樽観光振興公社の株主総会におきまして、経営体制の刷新の必要性から役員体制等について議論される予定であり、その新しい体制の下で経営改善の方策や事業計画等がまとめられることとなっており、その結果を踏まえまして改めて市議会、経済常任委員会に報告してまいりたいと考えております。

続きまして、別紙一2、小樽市観光物産プラザ（通称：運河プラザ）の活用案についてを御覧ください。

第3号ふ頭及び周辺再開発における観光・商業施設の導入に伴って、その時期は未定ではございますが、この施設に運河プラザの機能がおおむね移転することとなりますので、その後の運河プラザの活用案について次のとおり検討をしておりますので、報告させていただきます。

1番庫は北運河地区への回遊性を図ることを目的に、夜までの営業を条件としまして、集客効果の高い軽飲食施設の誘致を図ってまいりたいと考えております。夜のにぎわい創出、北運河への回遊、使用料収入の増加が見込めるのではないかと考えております。

2番庫、3番庫につきましては、不認定となりました地域型日本遺産、「北海道の『心臓』と呼ばれたまち・小樽」の地域活性化計画に掲載しております運河保存運動まちづくりセンターの機能を持たせたい。具体的には、ボランティア観光ガイドの拠点、着地型ガイドツアーの発着地点、ガイド研修施設、日本遺産ストーリーや構成文化財の紹介コーナーとしての活用のほか、2番庫にはトイレもあり、これまで課題でありました修学旅行生の集合・昼食場所などにも活用したい。また3番庫につきましては、これまでどおりイベントでの活用についても対応可能と考えております。

管理運営は、これまで同様、小樽観光協会による指定管理やボランティア観光ガイド団体等を想定しておりますが、詳細につきましては今後検討を要するものと考えております。

○委員長

「小樽—ウラジオストクRORO船定期航路の廃止と今後の対応について」

○（産業港湾）港湾振興課長

小樽—ウラジオストクRORO船定期航路の廃止と今後の対応について説明いたします。

小樽—ウラジオストクRORO船定期航路につきましては、平成25年10月に航路が開設し、主に中古自動車の輸出を行ってきました。運航会社と代理店による交渉で、保管スペースの確保や料金の面から苦小牧港への移転が決定し、令和2年11月の寄港を最後に廃止となったものであります。

本市としては、小樽港の振興のため、ロシア貿易におけるウラジオストクとの航路は重要であると考えておりますので、現在、別の運行会社により小樽港とウラジオストクとの間で月に2回から3回、一般貨物船が運行されている航路につきまして、市と代理店と運行会社で定期航路化する準備を進めており、この取組を含め、今後もロシア貿易の促進を図ってまいりたいと考えております。

○委員長

「日本遺産候補地域の申請について」

○（産業港湾）観光振興室田中主幹

日本遺産候補地域の申請についての報告をさせていただきたいと思っております。

本市が申請しました地域型の日本遺産ストーリー「北海道の『心臓』と呼ばれたまち・小樽」につきましては、昨年6月19日に文部科学大臣より発表がございまして、残念ながら認定とならないとの結果を受けております。昨年が日本遺産の認定の最終年であったといったところから、昨年の第2回定例会経済常任委員会におきまして、文化庁等の国の支援メニューを念頭にした財源確保を踏まえながら、文化庁に提出をいたしました地域活性化計画に搭載した事業の実施に向けて、検討してまいりたいというような報告をさせていただいたところでございます。

しかしながら、昨年12月25日に文化庁の日本遺産フォローアップ委員会より、審議結果の中間取りまとめといったものが公表されまして、日本遺産認定地域におきましては、その取組に温度差があるといったような課題が見受けられるといったところで、日本遺産全体の底上げを図り、ブランド維持・強化していくための具体的な方策の一つとして、日本遺産の取消制度の導入といったものと日本遺産として今後認定する候補となり得る地域を候補地域として認定する制度を新設するといったことが示されております。こういった内容を受けまして、本年1月12日に開催しました小樽市日本遺産推進協議会におきまして、この候補地域に申請する意思決定をしております。

文化庁におきましても、2月9日付の事務連絡におきまして、候補地域の募集を始めたといったところから、現在同協議会の二つのワーキンググループにおきまして検討作業を進めております。

文化庁に対しましては、申請意向表明をしているところではございますが、3月22日から24日までの提出期間内に向けて、申請に必要な地域活性化計画、準備計画等の関係書類を提出してまいりたいというふうに考えております。

○委員長

「観光基礎調査について」

○（産業港湾）観光振興室中村主幹

令和2年度小樽市観光基礎調査の結果について、まとまりましたので報告させていただきます。

お手元の資料5に基づき、概要を報告いたします。

報告書につきましては、別途御確認願います。

まず、本調査の目的といたしましては、平成16年の観光基礎調査から10年以上が経過し、本市の観光を取り巻く状況も大きく変化していることを踏まえ、改めて観光消費が地域に与える効果を把握することを目的として実施したものであります。

調査の概要と内容につきましては、記載のとおりとなっておりますので、御確認願います。

続いて2ページ目を御覧ください。

作成しました平成27年小樽市産業連関表から見た財・サービスの流れについて説明いたします。

図表1を御覧ください。

まず、上の供給側から見ますと、平成27年の1年間に市内の全産業が生産した財・サービスの総額である市内生産額は7,178億円となっております。この生産を行うために必要な原材料等の購入費用である中間投入は3,219億円であり、その隣、生産のために投入された労働の対価などの粗付加価値は3,959億円となっております。この市内生産額に市外からの供給、購入分であります、移輸入4,064億円を加えた総供給は1兆1,242億円となります。

次に下半分、需要側から見ますと、総需要は総供給と同額で、上に向かって矢印が行っておりますけれども、中間需要は中間投入と等しい3,219億円となり、これを差し引いた最終需要は8,023億円となり、これが家計での消費や企業の設備投資をするための最終の財として売られたこととなります。そのうち、市内の最終需要は4,787億円、市外に売られた部分である市外からの需要、この移輸出は3,236億円となっております。

なお、移輸出から移輸入を差し引いた域際収支は828億円の移輸入超過となりまして、市外から購入しているほうが多いという形になっています。

続いて3ページを御覧ください。

観光消費による経済波及効果の推計結果についてであります。

図表2を御覧ください。まず、年間観光消費額898億円を新規需要額としまして、小樽市内産業に直接的に波及する直接効果は下の段ですが642億円と推計されました。この直接効果は、右に向かって市内において157億円の原材料波及効果、一次効果といいます。それと雇用者の所得を通じた95億円の家計迂回効果、これを二次効果といいます。これを生み出しました。直接効果、一次効果、二次効果、この金額を合計したものが生産波及効果、いわゆる経済波及効果として893億円となりました。この生産波及効果893億円を産業別に見ますと、サービス業、次いで製造業、商業、こういうものに多く波及しております。

なお直接効果と生産波及効果の比率で示される生産誘発倍率、生産波及ですとか経済波及の大きさを示す係数となりますが、これは1.4となりまして、また各産業部門が生み出した付加価値効果、雇用者所得ですとか企業の利潤の部分ですけれども、その部分が477億円になりました。

次に、雇用効果、雇用者誘発数ですが1万3,441人と推計され、産業部門別に見ますとサービス業が圧倒的に多く、

次いで商業に多く波及しております。

参考までに4ページ目を御覧ください。

観光消費額が直接効果、一次波及効果、二次波及効果を導く過程を図表3のフロー図に示しておりますので、御確認ください。

4ページ目の最後にまとめとしまして、市内生産額に占める観光消費額や生産波及効果の割合、また雇用誘発効果の割合見ますと、観光産業が本市において基幹産業の一つとして重要な位置を占めていると把握されますことから、今後は市民の皆さんに再認識していただくための説明資料等としても活用したいと考えており、また産業連関表につきましては、今後、分析を進めることにより経済構造などの把握に努めるとともに、各種イベントや施策の経済波及効果分析などへの活用を検討してまいりたいと考えております。

○委員長

「産業港湾部所管の新型コロナウイルス対応事業継続支援金等の実施状況について」

○（産業港湾）商業労政課長

それでは、資料6を御覧ください。

産業港湾部所管の新型コロナウイルス対応事業継続支援金等の実施状況について説明いたします。

前回の経済常任委員会の後、変更があった事業について太字にしておりますので、その事業について説明させていただきます。

最初は4番、雇用調整助成金等活用促進補助金ですが、3月5日現在で申請件数が68件、支出済額は1,056万円となっております。こちらは国の雇用調整助成金の休業対象期間が延長されましたので、それに伴いまして補助金の申請期間も延長する予定といたしまして、今定例会で200万円の予算の増額を要求させていただいている部分です。

次は7番、通称、がんばる補助金になります。こちら、処理が全て終わりまして、資料に記載のとおり734件で確定いたしました。支出済額は2億2,767万2,000円となっております。

次は10番、小樽市飲食店休業協力金支給事業になります。こちらは1月28日に酒類を提供する飲食店に任意の休業要請をいたしました。それに対しまして、2月1日から15日までの全期間休業に協力していただいた飲食店舗に15万円の協力金を支給するものです。予算は800件、1億2,000万円でございますが、それに対しまして3月5日現在で598件の支給を決定いたしました。8,970万円の支出となっております。

○委員長

「小樽市港湾整備事業経営戦略（素案）について」

「小樽市地域開発事業経営戦略（素案）について」

○（産業港湾）港湾振興課長

それでは資料7、小樽市港湾整備事業経営戦略（素案）について説明いたします。

まず、経営戦略について説明させていただきますが、公営企業を取り巻く経営環境は、今後の急速な人口減少等に伴うサービス需要の減少や、保有する施設の老朽化に伴う更新需要の増大など厳しさを増しており、不断の経営健全化の取組が求められております。このような中、公営企業が将来にわたって住民生活に重要なサービスの提供を安定的に継続することが可能となるよう、総務省から経営戦略の策定の要請を受け、このたび小樽市港湾整備事業経営戦略（素案）を策定したものであります。

まず、小樽市港湾整備事業の現在の経営状況につきましては、本事業は昭和7年7月に開始いたしまして、荷役機械や上屋、埠頭用地、引船などの港湾施設整備を行っているものでございます。

1枚めくっていただきますと2ページ目になりますが、下の「(3)現在の経営状況」のところでございますが、こうした中、収益的収支比率及び経費回収率は100%を下回っておりまして、年度によっては他会計補助金を受けているところがございます。また、耐用年数を超えて使用している施設が多くなっている状況でございます。

次に、3ページ目になりますが、将来の事業環境につきましては、取扱貨物量等の見通しは、今後ポートセールスの推進により10年間で10%程度の増加を見込んでおりまして、使用料収入につきましても同様に10%程度増加することを見込んでおります。

次に、経営の基本方針ということで4ページ目の下のところになります。

こちら令和2年12月に小樽港の将来に向けた取組方針といたしまして、小樽港長期構想を策定しておりまして、今後、この構想に掲げているプロジェクトに沿って、官民連携をしたポートセールスを行い、取扱貨物量の増加を目指すとともに、関係する施設の使用料収入増を図り、経営の安定化に努めるものとしております。

次に、5ページ目になります。

投資・財政計画につきましては、収支計画のうち投資については、老朽化している施設に関して、適切な維持補修等により現在提供しているサービス水準を維持することを目指すとともに、大規模な建て替えが必要になった場合には、新たに投資する金額に見合う収入が見込めるか、規模等を縮小しても必要とされるサービス水準を維持できるか、活用できる財源等はないか等、費用対効果を検討した上で、適切な施設等の整備を進めることとしております。

また、収支計画のうち財源については、取扱貨物量の増加を図るなど使用料収入の確保に努めるとともに、使用料収入で賄えない費用については、資本費平準化債の活用や一般会計からの繰入れ等により、所要額を確保することとしております。

このほか、収支計画に未反映でございますが、次の6ページにあります。今後の検討として使用料については提供しているサービスに対する適切な対価であるか検討し、他港の使用料も考慮した上で適正な使用料を設定していくこととしております。

港湾施設整備事業経営戦略（素案）については以上であります。

続きまして資料8になります。

小樽市地域開発事業経営戦略（素案）について説明いたします。

まず、宅地造成事業（臨海土地造成）の現在の経営状況につきましては、本事業は昭和50年に8月に開始しまして、勝納地区、中央地区、色内地区小型船溜まりの臨海土地造成を行っております。現在、土地造成は終了しております。1ページめくっていただきますと地域ごとに状況が書いているのですが、事業回収率は勝納地区及び色内地区では100%を超えておりますが中央地区では下回っている状況となっております。また、計画どおり売却が進んでいない未売却造成地があり、一部貸付けを行い歳入確保に努めているところであります。

次に、将来の事業環境につきましては、4ページ目になります。

社会経済情勢は、新型コロナウイルス感染症の影響により厳しい状況にありますが、土地造成については既に終了しておりまして、今後は未売却造成地の早期売却に向け取組を続けていくこととしております。

次に、1ページめくっていただきまして、5ページの下のところ、最後のところになりますが、経営の基本方針といたしましては、土地造成については既に終了しておりますので、未売却造成地の早期売却に向け取組を続けるとともに、売却されるまでは貸付けにより歳入確保に努めていくこととしております。

次に、また1ページめくっていただきまして、投資・財政計画につきましては、収支計画のうち投資については計画期間内での予定はございません。また、収支計画のうち財源については、未売却造成地の早期売却に向け取組を続けるとともに、売却されるまでは貸付けにより歳入確保に努めていくこととしております。

このほか投資以外の経費につきましては、土地造成事業は完了しており、起債の償還も終了していることから、経費は売却予定地の分譲価格決定のための不動産鑑定関係経費のみとなっております。

地域開発事業経営戦略（素案）については以上でありまして、先ほど説明いたしました港湾整備事業経営戦略（素案）と併せて本市の港湾整備事業特別会計の経営戦略となっております。

○委員長

「小樽市公設青果地方卸売市場事業経営戦略（素案）について」

○（産業港湾）公設青果地方卸売市場長

それでは、小樽市公設青果地方卸売市場事業経営戦略（素案）について、資料9を基に御報告させていただきます。

まず、事業の開始なのですけれども、1ページ目の枠の右上、昭和34年6月24日から開始してございます。

1ページめくりまして2ページ目、中段やや下、経営状況でございますが、本市場は経常収支比率は98%、経費回収率は26%程度であり、また、他会計補助金比率が48%程度あることから、他会計繰入金に依存した経営状態でございます。

将来の事業環境なのですが、おおよそ最近は取扱数量は安定しておりますので、今後も同じような形でいくのかというふうに考えてございます。

使用料収入の見通しについても特に変更はございませんので、このまま推移するのかと考えております。

続きまして、4ページを御覧ください。4ページ中段からの今後の方針と取組について主なものを説明させていただきます。

まず、4ページの中段、「3. 経営の基本方針」は、「本市場は消費地市場として、市内のスーパーや小売店などへの物流の拠点であるとともに、生鮮食料品等の取引の適正化とその健全な運営を確保し、もって市民生活の安定に資することを目的としており、今後もその役目を果たすよう努めていく。施設の老朽化に伴う計画的な大規模修繕については、本市場の将来的な展望を見定めること、かつ、地域の流通ニーズに即した効果的な投資方法を検討する。」といたしました。

その下、「4. 投資・財政計画（収支計画）」ですが、1枚めくった5ページ上、②収支計画のうち財源についての説明でございます。目標を他会計補助金比率50%以内としました。今後も他会計繰入金に依存した経営が続くと見込まれますが、少しでも他会計補助金比率の抑制に努めてまいりたいと考えております。また、今後、余剰スペースが発生した場合は、賃貸や売却により財源確保を図ります。

5ページ下段、(3)投資・財政計画（収支計画）に未反映の取組や今後検討予定の取組の概要につきましては、①今後の投資についての考え方・検討状況は、指定管理者制度の導入、集荷力の向上、小樽・後志圏内の飲食事業者等への販路拡大について、市場関係者と協議し、取組を進めてまいりたいと考えております。

1枚めくりまして6ページ上、②今後の財源についての考え方・検討状況でございます。

使用料の改定は卸売業者の経営状況を考慮すると難しい状況ですが、本市場の取扱数量はピーク時の約5分の1であり、取扱数量に適した市場機能への規模縮小について、市場関係者と協議を進めます。

「5. 公営企業として実施する必要性」などは、事業の意義、提供するサービス自体の必要性は、本市場は市民への生鮮食料品の適切な価格形成と安定供給を維持する役割を果たしており、大規模災害等の食料備蓄・供給基地としての役割もある。また、地域経済や雇用にとっても重要な役割を果たしているとし、公営企業として実施する必要性につきましては、仲卸業者や本市場が主な仕入先である小売業者などからは、市場取引を続けるためには市場の運営が安定していることが必要と求められており、今後も公設で開設を継続する必要があるとしました。

最後でございますが、「6. 経営戦略の事後検証、改定等に関する事項」ですが、今後、毎年度決算等で事業内容の有効性等を検証すると同時に、卸売市場を取り巻く情勢等を踏まえ適宜修正を行いますとしました。

○委員長

「小樽市公設水産地方卸売市場事業経営戦略（素案）について」

○（産業港湾）公設水産地方卸売市場長

小樽市公設水産地方卸売市場事業経営戦略（素案）について、資料10に基づいて説明いたします。

まず、(3)現在の経営状況につきましては、2ページ目の上段に記載してありますけれども、水産資源の減少と漁獲規制、底引き網漁船の減船、少子高齢化による社会構造の変化や消費者ニーズの多様化など大きく変化しており、平成20年以降、年間取扱高は減少傾向であり、収益的収支比率は100%で推移しているものの経費回収率は100%を下回っており、また他会計補助金比率については10%から20%で推移していることから、繰入金に依存した経営状況であると考えております。

続きまして、「2. 将来の事業環境」につきましては、取扱高及び使用料収入の見通しについては、近年の取扱高が約1万2,000トンキープして安定しており、産地市場の優位性からも当面は同水準を維持できるものと見込んでおります。

続きまして、4ページ目の上段でございます「3. 経営の基本方針」といたしましては、安全・安心な水産物の流通拠点の産地市場として集荷、選別、決済等の重要な役割のほか、水産物の適正な価格形成と、生産者の販路を確保するといった機能を有し、市民生活の安定、また、地域経済に重要な役割を果たしていることから、今後も社会構造、経済情勢の変化に的確に対応するとともに、使用料収入等を基本財源とした企業経営の観点から、コストダウンと収支増加の推進など収支改善を図りながら、その機能を十分に発揮できるよう運営に努めてまいりたいと考えております。

一方で、施設設備の老朽化が目立つようになっていることから、今後、小樽市公共施設長寿命化計画の中で、相当の更新投資額が見込まれる大規模改修の時期等を判断する必要があり、当面は市場の機能維持のため改修を進めながら、将来展望を見定め地域の流通ニーズに即した効果的な投資を検討するものと考えております。

続きまして、「4. 投資・財政計画（収支計画）」においての目標につきましては、計画的な施設の改修を行うことにより、経費の平準化に努めるとともに、資本的経費の抑制を図るため、地方債残高を令和4年度まで全額償還するとともに、今後も一般会計からの繰入金を要しますが、繰り出し基準範囲内の繰入れとし、他会計補助金比率を20%以内と目標を設定いたしました。

小樽市公設水産地方卸売市場事業経営戦略（素案）についての説明は以上であります。

なお、ただいま報告いたしました報告事項10から13までの経営戦略に関しまして、関連がありますので、今後のスケジュールを一括で報告いたします。

経営戦略につきましては、本日、経済常任委員会に報告後、3月の下旬からパブリックコメントを実施し、次の経済常任委員会において、改めてパブリックコメント実施後の経営戦略について報告したいと考えております。

○委員長

次に、今定例会において付託された案件について説明願います。

「議案第41号について」

○（産業港湾）港湾業務課長

議案第41号小樽港の臨港地区内の分区における構築物の規制に関する条例の一部を改正する条例案について御説明いたします。

小樽港の臨港地区内の分区における構築物の規制に関する条例は、臨港地区内が担うべき役割を明確にしながら、適切な土地利用を図っていくことを目的として平成8年11月1日に施行され、一部改正を経て現在の形になっておりますが、今般、小樽港第3号ふ頭及び周辺再開発の推進に伴い、経済及び観光の振興を図る必要があることから、商港区内の指定区域において、その振興を目的とする飲食店、物販店等の建設を可能とするため、今定例会において所要の改正を行うものです。

改正原案につきましては、パブリックコメントを実施し、資料11のとおり1名から7件の意見が寄せられておりますが、変更を要するものではなかったため、原案のまま市の最終案として小樽市地方港湾審議会に諮問し、これを妥当と認めるとの回答をいただいているところであります。

なお、本条例の施行期日は令和3年4月1日にしたいと考えております。

○委員長

これより、質疑に入ります。

なお、順序は、自民党、共産党、公明党、立憲・市民連合、小池二郎委員の順といたします。

自民党。

○中村（吉宏）委員

長い説明ありがとうございました。いろいろと進んでいるのだなということは理解しております。

多岐にわたっての報告を受けまして、なかなかまとめ切れていないところもあるのですが、まず、報告を伺ってから質問をさせていただきます。

◎企業誘致サポート事業について

最初に、企業誘致サポート事業について伺いたいと思います。

いろいろと取組をしていただいて、今御報告の中では、どうやら1社で小樽市域内に設備を設けようという計画があると伺いましたけれども、差し支えない範囲でよろしいのですが、今興味を持っていただいているこの企業の業種とか、何か課題といたしますか、こういう条件があればというようなところがあれば、抽象的なレベルで結構ですので、少しお聞かせいただければと思いますけれどもいかがでしょうか。

○（産業港湾）由井主幹

計画ありの1社につきましては、具体的なことはなかなか説明できないのですが、道内の食品関係の会社と把握しております。立地に向けた課題は、一般的な話でもあるのですが、設備投資に向けた資金の問題、あと移ってくるということであれば、既存の社員の通勤の問題、新たに来たときの雇用の問題、こういったものを課題として聞いております。

○中村（吉宏）委員

ちなみに、この企業は小樽のほかにもどこか検討しているような都市があるようなことを伺っているのかどうか、その辺はどうでしょうか。

○（産業港湾）由井主幹

どこまでかは分からないのですが、一応、本市での立地を検討していただけるというようなお話で聞いております。

○中村（吉宏）委員

相手があつてのことで、いろいろと機密の部分もあると思います。あまり触らないようにしますが、何かこの企業が当市を選んでいただいて、誘致が無事に可能になることを願いますということです。

◎日本遺産の候補地域の申請について

それから、日本遺産の候補地域の申請についてなのですが、今地域活性化計画ともう一つ計画があると思いますが、どういう内容を示せばいいのかを概略をお聞かせいただけますか。

○（産業港湾）観光振興室田中主幹

日本遺産の候補地域の地域活性化準備計画の中身の部分ですが、文化庁とのやり取りの中でということなのですが、先ほど報告にありました日本遺産フォローアップ委員会での地域の取組の温度差の部分というのは具体的に何かと言いますと、プロモーションが主で受入環境とか、さらに受入環境の整備後の文化資源の保存までの循環型のもが少し足りないといったような御指摘を受けておりますので、そういった御意見を参考にしながら、今回、地域活性化準備計画の具体的な事業の中に搭載して、現在もヒアリングは継続中だということでもございますので、内容についてはまだ確定はしておりませんから、差し控えさせていただきたいと思いますが、趣旨とし

てはそういった流れで今作業を進めているところになります。

○中村（吉宏）委員

これも引き続きというところですね。

◎観光基礎調査について

それから、観光基礎調査についてであります。

観光消費額の経済波及効果等も、今、調べていただいている、非常にいろいろと見えてきたなという感じですが、その手前、小樽市の産業連関表を作成して、財やサービスの流れを今把握しだしたというところでありませぬ。まさしく私もずっと議会の中で折に触れ域際収支を把握することは、やはり市内の経済をしっかりと把握するためには非常に重要な手法ではないかということで、これを導入して取り入れていただいたところはありがたいと思っています。

今日の報告の中で示された資料なのですが、市内の財、それから消費等も流れが見えてきまして、1点、これからいろいろと情報を入れながら、この連関表を精査していくと、より小樽市内の経済循環といいますか、収支が把握できる内容かということで基本的なところを情報としてお伺いしますが、今、移輸入が示されていて、さらに移輸出が示されました。

その中で移輸入超過が828億円と示されましたけれども、この移輸入超過という状況がどういう状況であるのか、簡単に説明してもらえませんか。

○（産業港湾）観光振興室中村主幹

委員がおっしゃっているこの2ページ目の文章の最後に、移輸出から移輸入を差し引いた域際収支が828億円の移輸入超過となっております、こちらは移輸出が市外に売ったもの、移輸入が市外から購入したもの、こういうものを差し引いて828億円、市外から購入した部分が大きくなっているということになります。

○中村（吉宏）委員

ということは、単純に考えると財が市内から市外に流れていた状況であるというのが一番単純に分かるのですが、今この原因は何かを問うつもりは全くないのですが、今後、こういったことを分析していただければと思いますが、どのようにしてというか、この先どういうふうに分かっていくのかを、もし今の段階で分かっているレベルでお示しいただければと思いますがいかがでしょう。

○（産業港湾）次長

今お話しのとおり、連関表がまずできまして、報告書の中では、それぞれの産業ごとの生産の額ですとか、今お話のありました移輸出・移輸入の関係、ページでいうと報告書の31ページになりますけれども、そういったまず連関表の作成の中で情報が出てまいりました。これが完成しまして、私どもも内容をいろいろ確認というか見ているのですが、現状としては、経済構造なりその物の流れなりを詳細にまだ分析はできておりませぬ。

ですので、今後そういったものをいろいろと分析しながら見極めて活用もしてまいりたいと思っておりますけれども、これが私どもだけで全て見切ることができるのか、あるいは外部の目を入れたほうがより詳細に分析ができるのか、そういったあたりはもう少し中身を見ながら検討はしてまいりたいというふうに考えてございます。

○中村（吉宏）委員

今できたばかりでと、次長おっしゃるとおりで本当にあれなのですが、

ただ、これから先に関してこの分析が進んでいけば、小樽市としてやはり移輸出がある程度しっかりと数字として固まってきて、決して移輸入の超過が悪いというわけではないのですが、移輸出の状況をしっかりとつくり上げていくのが、やはり観光都市としての小樽にとっては重要なことだと思いますので、以降の分析、今、内部だけで処理ができるのか、あるいは外部等の意見も聞いていく必要があるのではないかと、全くおっしゃるとおりだと思います。ただ、せっかくつくっていただいたものですから、しっかりと利用していただいて、時たま我々に

も情報を御開示いただきながら、いろいろまた議論もさせていただければと思いますので、よろしくお願いいたします。

◎株式会社小樽観光振興公社の観光船事業について

たくさん報告事項はありまして、本当はまだ聞かなければならないところもあるのですが、今日、私も用意させてきました質問事項がありますので、そちらに移らせていただくのですが、まず、株式会社小樽観光振興公社の観光船事業です。主に観光船「あおぼと」についてお伺いしたいと思います。

「あおぼと」の運航をいろいろしている中で欠航率が結構あるのですが、駄じゃれではないのですがあると伺ってありました。それで、「あおぼと」の欠航率について過去5年分示していただけますか。

○（産業港湾）観光振興室丸田主幹

小樽観光振興公社が運行しております、「あおぼと」の欠航率でありますけれども、この観光船は例年4月下旬から10月中旬ぐらいまでの期間で運航しております、祝津航路とオタモイ航路があります。祝津航路は1日5便、オタモイ航路は1日2便、週末3便ということで運航しております。

今お尋ねの欠航率でありますけれども、過去5年分ということで、平成28年からそれぞれの航路でお示しいたしたいと思います。平成28年、祝津航路が25.7%、オタモイ航路が28.6%。29年、祝津航路が31.8%、オタモイ航路が50.3%。30年、祝津航路が38.5%、オタモイ航路が50.6%。令和元年、祝津航路が33.4%、オタモイ航路が47.5%。2年、祝津航路が33.2%、オタモイ航路が50.8%ということで、総じてオタモイ航路の欠航率が高い状況となっております。

○中村（吉宏）委員

過去5年間を示していただいておりますけれども、いずれも平成28年が欠航率でいくと祝津航路で25.7%、オタモイ航路が28.6%で、この28年から29年にかけて、ぐんと欠航率が上がっております。オタモイ航路に至っては28年が28.6%に対して29年が50.3%、30年が50.6%、令和元年も2年も50%近い欠航率になっているのですが、何か要因みたいなものというのは考えられますか。

○（産業港湾）観光振興室丸田主幹

この平成28年と29年の差なのですけれども、特別なことは、小樽観光振興公社にも聞いてみましたが、特にこの運航の基準が変わっているとか、そういうことがなくて、あくまでも天候、気象・海象の影響であるというふうなことで聞いております。

○中村（吉宏）委員

天候が平成28年までは天候がある程度穏やかで、29年以降はずっと荒れているという、そういうことなのかといってもなかなか解釈はし難いのですが、ただ、いろいろ運用の仕方とかがこのあたりで変わってきているのではないかと考えているところであります。その欠航率からどうして欠航するのかということなのですけれども、欠航は、誰が、いつ、どういう基準で判断しているのか、この辺をお示しいただけますか。

○（産業港湾）観光振興室丸田主幹

欠航の決定でございますけれども、小樽観光振興公社におきまして、安全管理規程及び運航基準というものを定めておりまして、この規程基準に基づきまして運航の可否を判断しております。

具体的には、この決定は船長が適時運航の可否判断を行うわけですが、気象・海象が一定の条件に達したと認めるときは運航中止の措置を取らなければならないと安全管理規定に定められております。

この具体的な内容ですけれども、この運航基準に条件が定められておりまして、風速が秒速10メートル以上、波高、波の高さが0.5メートル以上、視程が500メートル以下であるということを運航開始前に小樽港及び祝津漁港の2か所の発航地港内において判断しているということでありまして、この基準は平成28年、29年と変わっていないという状況であります。

○中村（吉宏）委員

大きな天候の変化がそこで起こっているわけでもなく、運航の管理、規程が変わったわけでもないということでもありますけれども、と考えると、あとは人は変わったのかというところなのですが、特に具体的話はしませんけれども、ここで何かやはり運航の判断をされるような方の人的な変更があったか、なかったかだけお聞かせいただけますか。

○（産業港湾）観光振興室丸田主幹

船長とその運航管理者が、この平成28年から29年に変わったということではありません。

○中村（吉宏）委員

ちなみに、「あおぼと」は祝津やオタモイの航路を結ぶと言っていましたけれども、もう1点伺いたいののが、その航路が欠航した場合に、例えば港内周遊とか代替の運航みたいなのは行っているのですか。

○（産業港湾）観光振興室丸田主幹

欠航となりますと売上げにも直結いたしますし、小樽観光振興公社では適時、港内遊覧等への振替措置を実施して対応しているというふうに伺っております。

○中村（吉宏）委員

今、売上げのお話も出ましたが、確かに運航していかないと収入につながっていかないと。もちろんお客さんがいらっしゃってのことだと思いますけれども。なかなかこういう欠航率が高いですとか、今日、細かくは調べませんが、収益部分もそうなると運航して幾らという話になれば、しっかりと運航していかなければならない、この部分を捉えたときに、何か売上げを増加していくような施策、施策というか取組ですよ、PRですよとか、集客の方法ですよとか、企画ですよとか、そういったもので何か取り組んでいることがあればお聞かせもいただけますか。

○（産業港湾）観光振興室丸田主幹

小樽観光振興公社における売上げ増加に資する取組ですけれども、ホームページの充実、フェイスブックページを開設して日々更新しているということ、それから、じゃらんなどのタイアップで割引券を出して誘客を図る、もしくは旅行会社に直接営業に出向いて、修学旅行生を中心とした誘致・集客に努めているということでも伺っております。

○中村（吉宏）委員

いろいろ周知、宣伝は取り組んでいるということですが、例えばこの「あおぼと」が定期航路を走る以外に時間の調整等も必要になると思いますが、定期航路以外の運用というか使い方もあると思うのです。団体を呼んで何かやるとか、そういった企画というのは今まで取り組んだことはありますか。

○（産業港湾）観光振興室丸田主幹

「あおぼと」のこの航路以外での活用は、天候が悪いときの代替ぐらいということで、あと、この港内遊覧につきましては、別途小樽港内遊覧屋形船「かいよう」という屋形船も持っておりますので、港内遊覧はそちらが中心となって行っておりますが、委員がおっしゃったような特別な取組というのは、今のところはやっていないのかというふうに思っております。

○中村（吉宏）委員

今、第3号ふ頭基部の開発の部分もありますし、小樽観光振興公社が運用するこの「あおぼと」も、もっと活用していくべきであろうと考えます。

例えば先日、小樽雪あかりの路が中止になりましたが、本来は其中でやるべきだった企画でエターナルスノーウェディングなどという企画もありまして、教会で結婚式を挙げて、浅草橋でろうそく灯して写真を撮ると。そこにヒントを得ましたけれども、例えば「あおぼと」の中でミニ結婚式を企画してあげて貸切にしてあげて、潮まつりの御神体というか、海の神様だみたいなことで開会式などもやっていますが、そういう小樽の海の神様に神前結

婚式みたいな形で挙式を挙げてというような企画で貸し出してあげたりですとか、サンセットクルーズですとか、祝津やおタモイ方面に限らず、もう少し断崖絶壁がすばらしい張碓方面に船を回していくですとか、いろいろなことを少しチャレンジしながら集客をしていただくことも必要かと思いますが、こういったところをしっかりと小樽観光振興公社にお話ししてきながら、今後の取組強化していただきたいと思うのですが、いかがでしょうか。

○（産業港湾）観光振興室丸田主幹

ただいま委員がお話しいただきました、観光船「あおぼと」の活用方策というのは、そういった取組は運輸局への届出が前提となりますけれども、小樽観光振興公社にはこういった御意見があったということはしっかりと伝えてまいりたいというふうに考えております。

○中村（吉宏）委員

届出なのでしっかりと、届出でよほど常識を欠いていないと駄目って話にはならないと思いますし、アイデアはどんどん活用してやっていただきたいと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

◎護岸について

次に、港湾で護岸についてお伺ひいたします。

この護岸に関しての議論というのは、前市長の際に高島地域における観光船事業の護岸使用をめぐる、いろいろと議論が起こったわけでありまして、係船ができるできないとか、係留施設を設置していいとか悪いとかという議論があったのですが、今、第3号ふ頭の基部の工事もそうですし、北海製罐株式会社小樽工場第3倉庫もこれから利活用を進めていきたいという流れの中で、やはり運河の護岸と言っていいのか分かりませんが、そのあたりを整理していきたいと思いますが、まずは護岸の定義を示していただけませんか。

○（産業港湾）港湾業務課長

護岸の定義でございますが、港湾法上でいきますと、港湾法の第2条に港湾施設ということで護岸のことが書かれております。こちら防波堤とか水門、堤防と一緒に外郭施設というものになっておりまして、護岸の目的といたしましては、当該施設の後背地を波浪、高潮または津波などから守ることが役割、目的となっております。

○中村（吉宏）委員

それで、その護岸に関しては、船を着岸・係留することは可能なかどうか示していただけませんか。

○（産業港湾）港湾業務課長

港湾法上は護岸に船舶を係留してはならないという規定はございません。

ただ、係留施設としての設備等が整っていないとか、そういうものもございますし、また、管理しているところがどこかによって、係留施設として使用できるかできないかというところも問題になってくるものと考えております。

○中村（吉宏）委員

今の答弁、管理をしている主体によって係留できるかできないかが決まるということだったのですけれども、そこをもう少し詳しく御説明いただければと思いますが、いかがですか。

○（産業港湾）港湾業務課長

港湾の施設の中には、国有港湾施設というものがございます。国有港湾施設につきましては、私どもが管理委託を受けているところではございますが、使用する場合に、係留施設であれば当然、係留するものに関しての使用の方法、管理委託を受けておりますので、私どもの許可等で済むものもございますが、護岸になりますと国との協議等も必要になってくるものと考えております。

○中村（吉宏）委員

そこで、護岸の一般的な話から、今度は今、運河に船を係留していると思いますけれども、かつてあれが護岸だとか、物揚場だとかという議論があったのですが、少し時間もたってしまっていますし、我々も少し記憶が薄れて

いるところもある中で、今、新しくこの経済常任委員会に入ってきた委員の方もいらっしゃる、1期目の方もいらっしゃる、その小樽運河の関連の護岸、物揚場についての情報を整理してお聞かせいただきたいと思うのですけれども、いかがですか。

○（産業港湾）港湾業務課長

まず、運河に関してということでございます。

運河に関しては、まず、総称として運河護岸というような名称で言われているところではございますが、機能といたしましては、第1期運河の山側です、北運河になるのですが、山側につきましては港湾施設上は物揚場という形になっております。ただ、海側、今お話にあった北海製罐などがあるところにつきましては護岸という形になっております。

○中村（吉宏）委員

山側が物揚場で、海側が護岸と。

確認ですけれども今、答弁の中にも入っている、北海製罐のところに係船柱が建っていますが、あれは物揚場という認識なのか、護岸という認識なのかお聞かせいただけますか。

○（産業港湾）港湾業務課長

今お話した、まず北運河と呼ばれているところ、北海製罐があるところのあちらの山側、それこそ今、船がたくさん着いているところがあると思いますが、あちらは物揚場でございます。海側、北海製罐の建物が建っているほうは護岸という形になっております。

○中村（吉宏）委員

ここから先の議論は多分、今までにない話だと思うのですが、その海側の護岸というところは、小樽市が管理していると思うのですが、これは小樽市の所有で小樽市の管理なのか、あるいは先ほど護岸で国有港湾施設というお話もありましたけれども、国が管理するものなのか、そのあたりをお聞かせいただけますか。

○（産業港湾）港湾業務課長

今お話にありました北運河の海側、北海製罐側なのですが、こちらは国有港湾施設でございまして、小樽市が管理委託を受けているところでございます。あくまでも護岸ですので、護岸としての管理をしているところでございます。

○中村（吉宏）委員

今、北海製罐の護岸についてはそういう扱いだと。

第1期運河でそのほかの海側のところ、倉庫群とかが並んでいるところも同じ扱いなのか、そちらは北海製罐とまた違う扱いなのか、示していただきたいと思います。

○（産業港湾）港湾業務課長

第1期運河の海側、こちら倉庫が並んでいるほうですが、こちらは同じく国有港湾施設で私どもが護岸として管理委託を受けているところでございます。

○中村（吉宏）委員

まだまだ将来的なお話なのですが、北海製罐第3倉庫をこれから利活用していく際に、例えば運河を絡めて、あるいは海を絡めてというような想定もされてくるのですが、例えばあそこに何かはしけのレプリカを置くのですとか、何か船なのか、船っぽいものを置くのか分かりませんが、そういう着岸させる、接岸させるという場合には、国に許しを得なければならないと。その際にはやはり国の許可を得るような形なのか、先ほどの届出レベルの話でいいのか、その辺はどうなのか示していただけますか。

○（産業港湾）港湾業務課長

基本的には、市から申請を行って許可をいただいているというような形になっております。

○中村（吉宏）委員

市から申請を上げて許可を受けるということですが、この許可というのは、原則、港湾法ですとか、そういった法令に遵守していれば普通に許可していただけるものなのか、あるいは何か結構特殊な条件に基づかないと許可していただけないようなものなのかというところをお聞かせいただけませんか。

○（産業港湾）港湾業務課長

基本的には国との協議という形になりますが、あくまでも公共の施設という形になりますので、専用使用というのはなかなか難しいところもございます。ですので、いろいろな条件が付されるという形になると考えております。

○中村（吉宏）委員

そのいろいろな条件が付されるということは、国との協議の中で判断していくものなのか、あるいは例示列挙、あるいは限定列挙で並んでいるような性質のものなのか、細かく聞いて申し訳ないのですが、お聞かせいただくとありがたいです、いかがでしょう。

○（産業港湾）港湾担当部長

運河護岸に船を係留させる場合の細かい判断基準というところでの尋ねてございますけれども、まず一つとしては、構造体の安定度といえましょうか、そういったものの検証が必ず必要になってきます。どういったものをつけるかによって、つけた船なりはしけにより発生する牽引力、これが護岸にどう影響が出ていくのかというところを検証していかなければならないというのが一つございます。

また、その護岸に例えば何かをつけようとした場合に、当然そこは水域として航行域になっていますので、そこに何かをつけることによって航行域が狭くなる。そして船の航行が危険になるという問題もございますので、そういったところを一つ一つ検証して行って、構造的な問題、船舶航行上の問題、こういったところは割とどちらかという管理者がやったり最終的には国が許可出しますので、管理者で整理したものを国に提示して承認を求めるといふか、許可を求めるといふ形になりますが、こういったところを踏んで整理していかなければならないものというふうに考えてございます。

○中村（吉宏）委員

分かりました、運用ですね。

いろいろと運河護岸、物揚場の整理整頓が今までばらばらだったのかと思うところはあるのですが、そういう理解をしました。護岸についての考え方も分かりました。

ちなみに少し伺いますけれども、今、小樽港内で私の確認しているところというか、今までの議論も通じてなのですが、高島のいわゆる漁港の袖護岸と、それから運河の今お伝えいただいた護岸のほかに、港町ふ頭も旧第1号ふ頭から延長した部分についてが護岸という認識で、その3か所を押さえているのですが、今の3か所以外にも護岸という扱いありましたか、お聞かせいただけますか。

○（産業港湾）港湾業務課長

今のお話として、護岸として係留しているものがあるという護岸ですか。

（「指定した」と呼ぶ者あり）

護岸として指定されているところは数多くございまして、こちらはたくさん施設上でございます。物としては北浜護岸というところもございまして、そのほかにも第2期運河護岸というところもございまして、臨港線護岸、それから南防波堤基部護岸、北防波堤基部護岸などというもので、護岸については多数でございます。

○中村（吉宏）委員

それぞれ係留しているしていない、あるいは許可が必要ということも状況が分かりましたので、今日の情報をまた今後いろいろと活用させていただきます。

○委員長

自民党の質疑を終結いたします。
この際、暫時休憩いたします。

休憩 午後2時28分

再開 午後2時43分

○委員長

休憩前に引き続き、会議を再開し、質疑を続行いたします。
共産党に移します。

○高野委員

◎まるごと小樽プレミアム付商品券事業の実施結果について

初めに、報告を聞いて何点かお伺いしたいと思います。

最初に、まるごと小樽プレミアム付商品券事業の実施結果についてだったのですが、市内共通券と地域応援券の中で、それぞれどういった業種で券が使われているのか、そういった分析はされているのか、これからされるのか、その点について、まず伺いたいと思います。

○（産業港湾）藤本主幹

商品券の業種、券種別の使用状況とか、そういったことの御質問かと思うのですが、詳細な検討とかはまだしてありませんが、おおむねの傾向という形で少し簡単な数字で分析しておりまして、やはり市内共通券は概数で説明しますがスーパーなどで半数程度使われていると。あと、1割以下になりますが飲食店ですとかドラッグストア、こういったところが多かったのかというところでございます。

地域応援券につきましては、業種になりますが、飲食料品店ということで、これは例えば鮮魚とか、いわゆる市場のようなところで3割以上使われておりまして、続きまして、飲食店が2割弱、その他小売業、商店街のようなもので1割台と、そのような感じで使われております。おおむね地域応援券と市内共通券二つに分けたことによりまして、市内共通券から地域応援券と半分ずつになった格好、半分といいますか、そういう形になったのですが、そういったものが今言いました市場ですとか商店街、そういったところに多く流れているのかというふうに理解しております。

○高野委員

今後事業者に対しての支援の施策を考える上でもやはりそういった分析等は必要だと思うので、ぜひ行っていただきたいと思います。

◎小樽市鳥獣被害防止計画について

次に、小樽市鳥獣被害防止計画についてお伺いしたいと思います。

捕獲計画数が、エゾシカが150頭から180頭に増加した理由についてお聞かせください。

○（産業港湾）宮田主幹

エゾシカの捕獲数が増えたことの原因でございます。

エゾシカの捕獲数の強化という国からの方向性が昨年9月にありました。それと、現在、捕獲数が毎年増加しておりまして、それで最終的には30頭分増の捕獲数となっております。

○高野委員

被害も増えているということでした。

あと、今後の取組の方針でヒグマに関する方針が追加されているのですけれども、ヒグマの被害額が以前よりも低くなっているのですが、それだけ被害が少なくなっているということなのか、その点についてお伺いします。

○（産業港湾）宮田主幹

ヒグマの被害額の減少についてですが、確かにヒグマに関しては、昨年、今年と実際的には5頭捕獲されております。ただ、被害額は減少になっていますが、これは要はヒグマ防除隊で活躍されている自治体の皆さんの捕獲する準備が早めにできて、作物の農業被害になる前に捕獲できている状態であると考えております。

◎観光基礎調査について

○高野委員

次に、観光基礎調査の雇用の効果の部分だったのですけれども、この1万3,441人というのは、あくまでも全体的な効果で、それは例えば、市外の方も含めた効果ということなのか、その点を伺いたいと思います。

○（産業港湾）観光振興室中村主幹

雇用者誘発数につきましてですが、この1万3,441人というのは、市内における波及効果ということで示しているものであります。

○高野委員

◎第3号ふ頭及び周辺再開発事業について

次に、第3号ふ頭及び周辺再開発事業についていろいろなお話があったのですけれども、市の財政状況や新型コロナウイルス感染症の状況を受けて変更するという話を伺ったのですが、やはりそういった心配があるということを考えても、こうした再開発事業を進めるという方向よりも、1回やめたほうがいいのではないかなど率直に思うのですけれども、そういった考えはないのか、その点を伺いたいと思います。

○（産業港湾）港湾室主幹

再開発事業を進めていくというような形で答弁させていただきますけれども、第3号ふ頭及び周辺再開発というのは、平成26年にこの計画を立ててから、今、埠頭の大型クルーズ船の事業を進めたりしてございますけれども、基部のにぎわい空間、ここを整備することによって、より観光客をまたこれから増やしていったり、あとは回遊性を向上させていくと。または、より多くの市民の方に港を楽しんでいただいたりイベントに参加していただいたりということで、にぎわい空間を創出していきたくて考えてございますので、この地域の事業をこれまでも説明したとおり進めてまいりたいと考えております。

○高野委員

回遊性にもつながるしやってきたというお話もあったのですけれども、私はこの開発を進める中で、コインロッカーも整備して、飲食店、店、お土産など新たにできるということに関しては、少なからず商店街にも影響はやはりあるのだと思うのです。前の答弁でも何とか回遊性を高めて影響は出ないようにするのだというお話でしたが、それを言ったら、平成11年のマイカル誘致のときも、市内の商店街が1年間で1万人も歩行者数が減っている状況もあるわけですから、そういうことを考えてもやはり影響はあると思うのです。

統計書を見ても、新型コロナウイルス感染症の以前の段階で販売消費額も落ち込んでいる、小売のそういう事業者も落ち込んでいる状況で、こういうことを新たに商業施設等を造ってうまくやっつけられるのか、その確信的な部分がよく分からないのですけれども、そこが大丈夫なのだと言える根拠って何なのでしょう。

○（産業港湾）港湾担当部長

再開発を進めていく目的というところでは、先ほど港湾室主幹から答弁させていただきましたが、商業店舗とのバッティングというお話もございましたけれども、現在、私どもが示させていただいている計画というのは、この再開発区域の中では、まずクルーズターミナル関係の機能をしっかりとつくって、クルーズ船の寄港増大を目指すための受入環境を整備するというのが一つございます。

それと、基部では多種多様なイベントができる場所を設けることで、市民と来訪者との交流の場をつくっていくというのが二つ目の目的でございます。

そして今、恐らくお尋ねの部分は、マリン広場に今、建設を考えている観光・商業施設と中心市街地の商店街のバッティングというところでお尋ねだと思いますが、基本的にこちらには、現在、観光物産プラザにある国際インフォメーションセンターですとか物販機能を基本的には動かしてくるところで考えていまして、それ以上の大々的な商業機能というのは、この計画の中では持たせてございませんので、基本的には今のこの中心市街地と第3号ふ頭のバランスは極端に変わらないものという考えでございます。

それ以上に、これらのものをつくることで、ここが新たな小樽の観光の拠点となって人を呼び込み、また回遊の拠点となって中心市街地も含めて人の流れができるようにということを目的にしたものでございますので、御理解いただければと思います。

○高野委員

よく理解できないのですけれども、クルーズ船も今お話ありましたが、実際、今クルーズ船は来ていませんよね。昨年も来る予定が来られなくなった。今年になつては8月以降には予定があるけれどもどうなるか分からないという状況で、そんな状況の中で進める必要がやはり分からないのです。

あと、先ほどの報告にもありましたけれども、RORO船の定期航路がなくなってしまった、これからその貨物も増やすように努力していくということで、これから貨物の利用促進もしていくということも考えても、今、議案第41号でも変えていってしまう、本当に貨物が置ける場所がなくなって少ないということもあってほかの港に移ったという経過も考えると、どんどんやはり小樽の港をよりよくしていくことがまず優先ではないかと思うのです。その点についての考えというか、その点を伺いたいと思います。

○（産業港湾）港湾担当部長

再開発を進めていく上でのクルーズ船ですとかRORO船、物流との調整とか、そういったところでお尋ねだと思いますけれども、まず、クルーズ船につきましては、現状は委員のおっしゃっているとおり昨年は来ませんでしたし、今年は今のところ7月いっぱい寄港予定が全てキャンセルされていて、夏以降の新型コロナウイルス感染症の状況を見ながら各船社との再開を今見通しているとそんな状況でございます。

ただ一方で、この再開発事業というのは、前回も御説明させていただきましたが、公園ですとか小型船船溜まりですとか、もろもろ事業を進めていくことで令和6年から7年ぐらいの供用開始を目指してくところでございます。そういった中では私どもとしては、この先少しずつ新型コロナウイルス感染症の状況が回復して行って、完成する頃には以前のようなクルーズ船の環境も、また市内の観光も戻ってくるものと想定しているものでございます。

道内のいろいろな港湾管理者もこのコロナ禍の現状ですけれども、やはりクルーズ船の再開を目指しているいろいろな施設整備を進めているという状況もございまして、我々としてはこういったクルーズ船を誘致していく競争の中で、一定程度こういったものも進めていかなければならないという考え方もございますので、このクルーズについてはこういったことで御理解いただければと思います。

また、RORO船の関係で御質問ありましたけれども、これについてはまた、第3号ふ頭とは別に考えていかなければならないというか、一緒に考えていくということもあるのですが、我々としては今回の再開発の当面の整備エリアの中では、RORO船は今回、苫小牧港に行きましたが、新たな定期航路化に向けての準備としてはこの指定保税地域を活用して進めていくということを考えてございまして、この辺は再開発とこの物流を両立させながら進めていくことはできるというふうに思っているところでございます。

いずれにしても、このような形で各課題等この小樽港にはありますけれども、第3号ふ頭についてはこの目標に向けて進めていきたいというふうに考えているところでございますので、御理解いただければと思います。

○高野委員

そのRORO船も港町ふ頭に来て第3号ふ頭に移動したりする状況があったわけで、保管の場所が足りないという状況もあって、そういうことを考えたら、今回の議案第41号のこの条例も分区が変わることによって、やはり貨物とかの影響というのは問題ないのか、その辺を少し伺いたいのですけれども、その点いかがですか。

○（産業港湾）港湾振興課長

今、分区の改正ということもございますが、分区の改正につきましては、今ある商港区自体をほかの港区に変えるというものではございませんで、商港区の中に飲食物販など規制を緩和したものが建設できるようにするというものでございます。

今、規制を緩和するところに関しましては、マリン広場ですとか、また港湾室の庁舎が建っているところですか、そういうところが多くございまして、ここを規制緩和したからといって、ほかの事業者が全てそういうものに変わっていくとか、物流に大きな影響が出るということはないと考えているところでございます。

○高野委員

次に、新型コロナウイルス感染症に関して伺いたいと思います。

市のホームページは、事業者に対する各種支援のお知らせが昨日、新しく更新されていたのですけれども、その前は令和2年10月現在となって更新されていませんでした。事業者の方も、やはり相談も含めて市のホームページを御覧になる方も多いと思うのです。

そう考えたら、市としてもやはり国の制度とか道の制度などもいろいろ変更もあって掲載するのも大変だとは思いますが、なるべく早く更新していただきたいと思いますが、その点について伺いたいと思います。

○（産業港湾）産業振興課長

今、新型コロナウイルス感染症に対する支援の一覧というのをホームページに載せておきまして、今、委員おっしゃるとおり、昨日になりますけれども、3月3日現在ということで更新をさせていただきました。これは国で新しい支援制度が開始されたといったこともありましたので見直しをさせていただきましたが、今後についても、新制度等の変更等がありましたら、事業者の皆さんに周知するためにこの一覧を使って行っていきたいと思っております。

○高野委員

よろしくお願ひしたいと思います。

先日、市内で自営業をされている方なのですけれども、新型コロナウイルス感染症で客が減って自分の住んでいる賃貸の家の支払いが厳しくなってきたというお話も聞きました。そういったお話も私も聞いたので、住居確保支援の対象になるかもしれないので一度連絡してみてもどうですかということも言ったのですが、その方はそういった支援があるということも知らなくて、もう引っ越しを決めたので大丈夫ですというようなお話でした。私はこうしたいろいろな支援を知らない方も多くいるのではないかと思います。今、市のホームページでは事業者向けと個人向けということで分かれて掲載しているのですけれども、事業者の方は、やはり事業者支援を見ても個人向けはなかなか見られない方もいらっしゃるのではないかと思いますので、少し連動できるような工夫もほかの部署とも一緒に協力しながら、支援を必要としている方につながるような工夫をしていただきたいと思いますが、その点について伺いたいと思います。

○（産業港湾）産業振興課長

事業者向けの分につきましては先ほど答弁させていただきましたけれども、内容については定期的に更新に努めていきたいと考えておりますが、市民向けとの連動ということなのですけれども、ホームページ上での見やすさといいますか、見せ方といいますか、この辺についてはホームページを管理する担当課とも相談をしながら進めていきたいと考えております。

○高野委員

お願いしたいと思います。

◎小樽—ウラジオストクRORO船定期航路の廃止について

次に、小樽—ウラジオストクRORO船定期航路についての質問に移りたいと思います。

代表質問でいろいろ伺ってはいるのですけれども、確認も含めて伺いたいと思います。

まず、廃止となってしまった大きな理由についてお聞かせください。

○（産業港湾）港湾振興課長

RORO船定期航路が廃止になった理由といたしましては、運航会社が当初想定していたものよりも貨物が集まらなかったというところがまず1点ございまして、そういった中で運行会社と代理店による民間事業者の間での交渉の中で、スペースの確保や料金面、そういった問題がありまして、最終的に苫小牧港へ移転するという事になったものと考えております。

○高野委員

今回の廃止でどういった影響があると考えられますか。

○（産業港湾）港湾振興課長

影響といたしましては、まず航路が苫小牧港に移転ということになりますので、貨物量については苫小牧港に移っていくものがあるのではないかと考えております。ただ、私どもといたしましても今、一般貨物船で就航している航路がございまして、そちらを定期航路化して、小樽港としてもウラジオストク航路を競争力のあるものにしていくと考えておりますので、極力影響は出ないようにということで考えております。

○高野委員

代理店から市内に協力要請を受けたのが昨年10月ということなのですから、もっと前から市として何かしら把握はされていたのか、その点を伺いたいと思います。

○（産業港湾）港湾振興課長

私どもといたしましても、代理店へのヒアリングや日頃からの貨物量の統計の情報などを見て、当初想定していたものよりは伸びていないということは認識していたところでございます。

○高野委員

統計を見たりして貨物が減ったりしていたけれども認識はされてなかったということなのですね。

○（産業港湾）港湾振興課長

ヒアリングやそういったもので状況については、貨物量が伸び悩んでいたということは把握しておりました。

○高野委員

でも、実際のところは昨年10月に初めて知ったということだったのかと思うのですけれども、やはり市としてロシアの物流を重視して、7年前の開設時には輸出台数が増加すれば月3回の出航の話もあったので、やはり先ほど言っていたみたいに貨物量の減少や出航回数が増えない状況を見て、利用促進というのはこれまで市として行ってきたのか。

行ってきたのだとしたら、どういったことをされていたのか、その点について伺いたいと思います。

○（産業港湾）港湾振興課長

航路の利用促進といたしましては、小樽港物流促進プロジェクトということでロシア・ウラジオストクへ代理店の方とかと一緒に訪問して企業訪問させていただいたり、現地で小樽港のPRなどもしておりました。

また、小樽港貿易振興協議会という小樽市が事務局を持っている港湾の振興をやっている協議会があるのですが、こちらでもセミナーの際に小樽港の航路が開設したことを説明したり、また、会報誌、これはいろいろなところに配っているのですが、こちらでもRORO船航路のPRなどもさせていただいているところでございます。

○高野委員

訪問したりしてきたという話もありました。

代理店から要請を受けて市として保管スペースの確保などについての検討をしたということだったのですけれども、検討した結果、新たに確保できるという見通しがあったのか、その点について伺いたいと思います。

○（産業港湾）港湾振興課長

私どもも小樽港内でそういった土地、場所がないかということで検討をいたしまして、数か所候補地を検討して候補地を挙げることはできました。

○高野委員

挙げることはあったけれども実際は少し難しかったのかと思います。

ただ、今、新たな定期航路に向けていろいろ進めていくというお話だったのですが、やはり問題なのは、新しい定期航路が決まりました。だけれどもやはり小樽港が距離が近くても使い勝手が悪いとなってしまったらほかのところに移ってしまう可能性があるということで、その点はぜひ使いやすいというか、改善を図っていただきたいと思います。その点についてお伺いしたいと思います。

○（産業港湾）港湾担当部長

このRORO船の移転につきましては、本当に御心配をかけて申し訳ないというふうに思っているところでございます。ただ、先ほど来、港湾振興課長から答弁をさせていただいておりますけれども、我々としてはこの新たな航路を使って、このロシア貿易、対岸のウラジオストクとも、貨物量の増加を目指していきたいというところで今考えているところでございます。

まずもって、今回の中でやはり一番難しかったのは、RORO船と在来線一般貨物と、この2社がこのウラジオストクの間を就航してしまっていて、一般貨物はここ最近伸びてきているという。逆に言うと、言ってしまうとシェアをRORO船が食われているという、そんな状況で捉えていただければいいかと思うのですが、いろいろな業者から相談を受けましたけれども、こういった私企業間の競合の中に私どもが片方だけを支援していこうというのはなかなかこれはやはり難しいというところがあって、今回思ったような貿易の支援策を打ち出せなかったというところもございまして。

ただ、現在このような形になりましたけれども、今度は太平洋と苫小牧港と小樽港の戦いになりますので、私どもとしては予算特別委員会でもいろいろ御答弁させていただきましたが、こちらの代理店、そして船社と一丸となって利便性を高めていくような取組を進めてまいりたいというふうに思っておりますので御理解いただければと思います。

○高野委員

ぜひお願いしたいと思います。

◎議案第41号小樽港の臨港地区内の分区における構築物の規制に関する条例の一部を改正する条例案について

次に、議案第41号に移りたいと思います。

この小樽港の臨港地区内の分区における構築物の規制に関する条例の一部を改正する条例案なのですけれども、その改正内容についてお知らせください。

○（産業港湾）港湾業務課長

今回の改正につきましては、小樽港第3号ふ頭及び周辺再開発の推進に伴いまして、経済及び観光の振興を図る必要があることから商港区内の指定区内においてその振興を目的とする飲食店等の建設を可能とするというものでございます。

具体的な内容といたしましては、市長の指定する区域に、飲食店、物販店等を付設することを認めるというものでございます。

○高野委員

今のままでは飲食店などが建てられないから変更したいということなのですね。

○（産業港湾）港湾業務課長

今もこちらの商港区に認められる事業所等の方々を使用する飲食店、物販店については建設は認められてございます。ただ、一般の方が利用する目的の飲食店、物販店、その他の施設が認められておりませんので、そういったものの建設を可能とするようにするものでございます。

○高野委員

一般の方が入るようなところは認められないから変えたいというお話だったのかと思うのですが、そもそもこの商港区というのは一般貨物の取扱いとか、そういった枠組みであったりする場所なのです。やはりいろいろ役割があるからそういう分区になっているわけですから。

一般客を対象にするための変更をして問題が生じないと言えるのか、その点先ほど聞いたかもしれないですが、お伺いしたいと思います。

○（産業港湾）港湾担当部長

今の商港区に今回の緩和をやっていくことでの物流への影響でございますけれども、これにつきましては、平成26年ぐらいになろうかと思いますが、港湾業界も含めてこの第3号ふ頭及び周辺再開発計画というのを策定しております。それまでの間、二、三年かけてこの計画をもんできたのですけれども、最終的に商港区となっておりますが、今回、御提示させていただいたような開発内容で将来的に小樽港の整備を進めていこうということで合意形成を図った中で、まずこの計画があるということで御理解をいただければというふうに思います。

○高野委員

◎ミスおたるについて

次に、ミスおたるについてお伺いしたいと思います。

ミスおたるの目的と活動内容をお知らせください。

○（産業港湾）観光振興室中村主幹

ミスおたるの目的と活動内容ですが、本市の観光をはじめとした産業振興を図るため、小樽の顔として市内外における行事への派遣等によりまして、小樽の魅力を発信することを目的に依頼により道外の物産展への派遣ですとかミス潮として潮まつりにおけるPR活動、こういうものを行っております。

○高野委員

募集要件はどうなっていますか。

○（産業港湾）観光振興室中村主幹

募集要件につきましては、18歳以上の独身女性で小樽市内に在住、または通勤通学される方、健康で明るく自分の個性や特技を生かして小樽観光のPRや公式行事に積極的に参加できること。職場や未成年ですと親権者、こういう方の承認を得られるといますか、理解を得られる方ということが要件となっております。

○高野委員

目的も伺ったのですが、小樽の魅力を発信するということなのかと思うのですが、応募票については、応募するときに顔写真が必要だというのは分かるのですが、応募票を見ると、全身の写真やモデルの経験の有無、また独身女性でなければいけないということなのですが、そういった理由というのは何でしょうか。

○（産業港湾）観光振興室中村主幹

独身ということにつきましては、現在の仕組みの中におきましてはミスおたるとなっておりますので、これは独身女性ということになると思います。

そのほかの添付書類等につきましては、審査する段においての判断材料とするために設けているというような形

になります。

○高野委員

では、この10年間それぞれ何人ぐらい最終的な応募となっていますか。

○（産業港湾）観光振興室中村主幹

10年ということですので、2012年からの最終応募者数について御報告申し上げますと、2012年で16人、13年で9人、14年で9人、15年で7人、16年で4人、17年で4人、18年で8人、19年で3人、20年で5人、本年21年で5人となっております。

○高野委員

応募が少なくて応募期間を延長したのはここ10年間で何回ありますか。

○（産業港湾）観光振興室中村主幹

2012年以降、10回募集しているうち9回が延長しております。

○高野委員

応募者がなかなか集まらない理由は、どういった理由や原因だと考えられていますか。

○（産業港湾）観光振興室中村主幹

要因は一つではないとは思いますが、例えば少子化の進展ですとか、また募集の際の周知をチラシ、ポスター、SNS等を通して行っているのですが、この周知が行き渡っていなかったことも要因の一つではないかと考えております。

○高野委員

松岩議員もこの質問をしていたと思うのですが、活動が見えにくいことも応募がしづらいというものもあるのかとも思うのですが、改善していくことも必要なかと思えます。ただ、今お話があったように少子化の問題も私もやはり大きいのかと思うのです。

やはり本市でも20歳から29歳ぐらいの方の転出が一番多くなっています。毎年のように1,000人以上の方が市外に転出しているということ考えても今までどおりの条件で募集していくのは、この先も厳しいものがあるのではないのかと思うのですが、その点市としてどんなふう考えているのか、お聞かせください。

○（産業港湾）観光振興室中村主幹

今の枠組みでは難しいのではないかと御意見ですが、確かに募集の仕方といいますか、この枠組みについての御意見はほかからもいただいておりますことは承知しておりますので、今、募集をかけても少ないということで要因として挙げております周知の方法ですとか、あと今後の在り方も含めまして主体となっておりますミスおたる運営協議会にも情報共有を図りまして一緒に考えていきたいというふうに考えております。

○高野委員

それでは、小樽市以外のことも聞きたいと思うのですが、道内の他都市で小樽市のようなミス〇〇というのが廃止になっているのですが、廃止になっているところを分かる範囲でお知らせください。

○（産業港湾）観光振興室中村主幹

我々で最近の状況で把握しているものは、ミスはこだて、函館市が2019年度をもって廃止となるということをご報告で承知しております。

○高野委員

平成12年は石狩市、留萌市、16年は夕張市などこの10年間で7市ほどが廃止となっているという状況がやはりあるのです。函館市の話もありましたけれども、札幌市では応募者数の減少の理由や観光PRも必ずしもミスによるものばかりではないという形で、プレゼンテーションというような形で観光でも重視されているということで、ミスさっぽろを廃止し、性別や年齢を問わない形で札幌観光大使フレンズというのを新設しています。これまでも他

市の状況を見ながらそういった見直しの議論はされていたのかどうなのか、その点について伺いたいと思います。

○（産業港湾）観光振興室中村主幹

運営協議会の事務局に確認してみたのですが、過去の他都市の廃止を受けまして協議会の中で話題としては小樽はどうしようかみたいな話は上がっていたようですが、では具体的にどうするというような議論にまではなっていないというふうに把握しております。

○高野委員

話題にはなったけれども、どうするかという話はなかったという話でした。

私は小樽の魅力をPRする重要な役割もあるとも思っています。ただ、応募要件でもある健康で明るい独身女性といった方でなければ選ばれないということになれば障害ですとか薬を飲んでいる方では応募しては駄目というようなふうに取り立てられてしまう方もいるのではないかと思いますし、応募して最終的にその方が明るかったというようなことだったら分かるのですが、応募する前に見た目で判断するような形となれば、小樽市は個性だとかやる気というか、そういう多様性が認められないまちだということを市外の方にアピールすることにつながってしまうのではないかとこのように懸念もあるのですが、その点について見解をお聞かせください。

○（産業港湾）観光振興室中村主幹

健康で明るくということですが、あくまでも御自身の御判断で応募していただくことにはなるかと思いますが、多様性を認めていくということにつきましては、先ほどの答弁と繰り返しにもなりますけれども、いただいた御意見を基に運営協議会にも情報共有して話し合っていきたいというふうに思っております。

○高野委員

この間の10年間は応募期間を延長しなければ応募者が集まらないという状況もありますし、やはり第7次小樽市総合計画の中でも新たに性別にとらわれなく個人が尊重される環境づくりや意識改革を進めていくといった部分を付け加えている状況もあるので、市としても変えていかなければいけない問題だと私は思いますので、小樽市だけで決められる問題ではないです。だから、協議会の中でもしっかりその辺も踏まえて応募要件の見直し時期に来ていると私は思うので、ぜひしっかり意見を言っていたきたいと思います。

◎旭展望台について

次に旭展望台について伺いたいと思います。

旭展望台というのはどういったところなのか、お知らせください。

○（産業港湾）宮田主幹

旭展望台は小樽駅の裏側にあります標高190メートルの丘陵地にある展望台でございます。駅からは車で15分、バスから行くためには、商大通のバス停から徒歩20分程度で行ける場所でございます。

また、場所的には市内の中心街を眼下に見下ろせる場所でありまして、ハイキングが楽しめる遊歩道、18コースが設置してあります。大体14キロメートルぐらいありまして、そこら周辺全体は小樽市有林になっております。中身的には市有林ですから主要な樹木、大体針葉樹が多いのですが、道央圏にある針葉樹10種類はカラマツほかはじめ、10種類が見られまして、主要な草花についてはカタクリとかが見られます。

○高野委員

私も何回か行ったことがありますけれども、港が見えたり遊歩道が18か所あったりということでした。付近で見られる植物もお話があったのですが、代表的な鳥とかというのはどういったものが見られるか、その点について伺いたいと思います。

○（産業港湾）宮田主幹

この中で見られる代表的な鳥の種類はアカゲラとか、コゲラとか、キビタキ、コムドリ、メジロ、シジュウカラなどの代表的なものがございます。

○高野委員

遊歩道のコースは全部で14キロメートルとかなり長いのですが、今御紹介のあった植物や鳥を紹介すると
いった看板など、そういったものは遊歩道のコース中にあるのか、その点についてお伺いしたいと思います。

○（産業港湾）宮田主幹

コースの中に今言った鳥だとか花だとかという看板があるのかという御質問でございました。

現在、そういう看板は設置されてございません。

○高野委員

私はやはり森の中に遊歩道が整備されていて、そういった気軽に森の生き物とかを観察できる場所になってもい
るので、遊歩道の中で数か所でも今お話があった代表する鳥ですとか、植物の紹介をする看板があってもより新た
な発見があったりとか、訪れる方がより楽しむことができるのではないかと思うのですが、その点について伺
いたいと思います。

○（産業港湾）宮田主幹

今期の整備の中にも大型看板ではありますが整備することになっておりますので、その中にある程度の花の名前、
鳥の名前などを入れ込んだ形で考慮したいと考えてございます。

○高野委員

お願いします。

あと、これから雪が解けて通行止めになっているところが解除されて多くの方が訪れるのかと思います。中村吉
宏委員もいろいろと聞いていましたけれども、ここを訪れる方は多くの方が車で来ているのかと思うのですが、以
前、車で来た方が伸びた枝が道路に入ってスノーブラシを活用しながら枝を押して道路を何とか通行するといった
方がいらっしゃいました。

やはり多くの方が利用する場所ですので、車で通行する際も安心して通行できるようにしっかり点検や整備等を
やっていただきたいと思いますが、その点について最後にお伺いしたいと思います。

○（産業港湾）宮田主幹

通路の樹木の状態はなかなか枯れた枝が多かったり、危険な場所も多少あります。ただ、今回もそうですが遊歩
道の枝払いだとか、枯損木の除去だとか、あと通常のパトロールの中でも季節に応じて風が強い後だとか、現地で
確認しまして直営での枝払いもしておりますので、今後そのようなことがないようにしてまいりたいと思ってお
ります。

○高野委員

ぜひよろしくお願いします。

○委員長

共産党の質疑を終結いたします。

公明党に移します。

○横尾委員

報告を聞いてということで、数点聞かせていただきたいと思っております。

○まるごと小樽プレミアム付商品券事業の実施結果について

まずはまるごと小樽プレミアム付商品券事業の実施結果ということで、もし先ほど伝えていただいていたら申し
訳ないのですが、換金実績の話で換金されなかった金額が219万2,000円、2,192枚分だったということなので
すが、これは店舗で換金されなかったのか、それとも個人で購入した方が換金されなかったのかというのはどのよ
うに分析されているのか、もし分かればお聞かせください。

○（産業港湾）藤本主幹

今の御質問の換金されなかったのが2,192枚、219万2,000円ということで、この内訳なのですけれども、結論から申しますと区別ができないというのが現状でございます。

ただ、店には年明けに換金がいつまでですよということで、個別に通知していますことと、当然、広報おたるにも市民向けと店舗向け、事業者向けにいつまでですと載せたのですけれども、事業者には加えて手紙通知をしていますので、恐らくは市民の方のほうが割合多いのかというふうには分析しております。

○横尾委員

もう一つなのですけれども、商品券の使用割合が出されて、市内に本社本店がある店舗でかなりの量が使用されて一定の効果があったということでお話を受けたのですが、当初この商品券をやる際にやはり市内にどれぐらいお金が落ちるのかという話があったと思うのですけれども、こういった一定の効果が現れたと考えられる要因というか、工夫した点、またはもう少しこうすればもう少しよかったのではないかなという点があればお聞かせください。

○（産業港湾）藤本主幹

何といってもやはり今回、地域応援券というものを入れたことによりまして、先ほども答弁いたしましたけれども、特に市内の飲食料品店、市場ですとか商店街、飲食店、こういったところはかなり多く使われたという結果が出ておりますので、こういったところに効果があったのかということで考えてございます。このほかにもっと効果があったのかどうかということではございますが、少し聞いているとタイミングとして今回新型コロナウイルス感染症の拡大時期だったということもありますので時期の問題ももしかするとさらに付け加えられるといいのかと思っております。

一方で、例えば市場などですと年末の大売出しにうまく乗ったので実は大変よかったという声もありまして、一概にどの時期がいいかと少し難しいのですけれども、そういったタイミングなどというのはもしかすると考慮できるとさらによかったかというふうに考えております。

○横尾委員

私がこの商品券が出るときに言われたのはやはり使うところがよく分からないだとか、どこで使ったらいいか分からないというようなことあったのですけれども、その辺の工夫というのは何か使う方が分かりやすいような工夫は特にされたことありますか。

○（産業港湾）藤本主幹

工夫と申しますか、これまでも説明してまいりましたけれども、ポスター、ステッカーといった表示に加えまして、郵便局に包括連携協定で販売してもらって郵便局で冊子を配ってもらうということでございまして、他都市の場合こういった冊子の配付というのはやっていないということなので、あくまで市と郵便局との包括連携協定の中でこういったサービスと申しますか、やっていただいたということでありまして使える店の周知は一定程度そういった形でできたのかというふうに思っております。

○横尾委員

そういった工夫、こういった機会にも市民にしっかり説明できるようにまた安心して使っていただけるような工夫をしていただきたいと思っております。

◎企業誘致サポート事業について

次に、企業誘致サポート事業についてお話がありましたけれども、これ単純な部分なのですがこの14団体で参加された中でこの事業を行ったということで、この発送及び回収結果ということで回収数が1,479社で回収率10.6%なのですが、この数字はどういうふうにとらえればいいのか。単純にアンケートで10%返ってきたものというのは有効なのか、それともこの回収数に限らず事業者から戻ってきたものを分析するのでいいのだというような解釈なのか、

その辺お聞かせください。

○（産業港湾）由井主幹

一応アンケート調査の内容というのは、設備投資に関することがメインとなっておりますので、設備投資計画を持たない企業とか、設備投資に関する情報というのは一定程度、秘匿性が高いものですので、開示や提供できない企業からは回答が得られなかったので回収数が少ないという形なのかというふうには分析しております。

ただ、回答数の内訳が全て計画がなしというふうな内容になっていると、またそれもそれで使えない内容になってしまうので、そういった内容の部分というのものもある程度あるのかと思っています。

今回、調査した内容につきましては、一般財団法人日本立地センターから詳しいヒアリングの内容の個票をいただいて、こういったものを私は見えていますので小樽に立地計画のある企業というのは回答ありましたけれども、小樽に関心を持っていない企業につきましても例えば小樽に取引先があるとか、営業所があるとか、そういった関係する面も見えていますので、そういった部分をこれからの企業誘致に活用してまいりたいと思っております。

○横尾委員

なかなかこのアンケートだけだと少し分かりづかった部分があったので、確認させていただきました。

◎小樽港港湾計画の改訂時期の延期について

次に、小樽港港湾計画の改訂時期の延期について説明があったのですが、新型コロナウイルス感染症の影響で実施延期ということで、先ほど次の実施予定時期みたいなのがあったかと思うのですがもう一回確認でお聞かせください。

○（産業港湾）港湾室主幹

先ほど説明させていただいたスケジュールにつきましては、ビジュアルシミュレーションの実施時期につきましては、1月末に予定していたシミュレーションが現在早ければ4月上旬に実施できるということで今スケジュールを組んでございます。これをもって港湾計画を11月に改訂するというところでございます。

○横尾委員

それで新型コロナウイルス感染症の影響がまだ比較的続くのかと思うのですが、次4月にやる際のしっかり実施できる対策みたいなのをどういうふうにやって実施するのか、これ以上遅れるとまた影響が変わってくるかと思うのですが、4月頃に行くに当たって今まで同様にただ行くか行かないかという話ではなくて、どうやったら行けるかという話をもう少し対策できると思うのですが、何か考えていることありますか。

○（産業港湾）港湾室主幹

延期した理由としましては、まず緊急事態宣言が出まして首都圏で今シミュレーションを開催するので、そちらに委員、皆さんに行ってもらうタイミングがまず難しいだろうということで延期をしております。

今4月上旬にそのときの状況がどういうふうな形になるかはまだはっきりと分かりませんが、まずそこで特に特段の対策というのはないのですが、委員の皆様にお集まりいただけるタイミングになるのではないかとこのように考えているところでございます。

○横尾委員

今この緊急事態宣言もどうなるかまだ分からない状況ですが、これはもし実施ができないとなるとかなり影響が出るものではないでしょうか。

○（産業港湾）港湾室主幹

今の予定している4月上旬がタイムリミットではなくて、今考えている本当のタイムリミットというのが5月いっぱいぐらいには実施できれば11月改訂には影響はないものと考えてございます。

○横尾委員

不要不急と言われると多分不要不急ではないと思うのですが、しっかりとこれも行えるような体制を取

っていただきたいとは思っておりますので、そのことだけ少し伝えておきたかったと思います。

◎第3号ふ頭及び周辺再開発事業について

次に、第3号ふ頭及び周辺再開発事業についてということで、これも御説明いただいたのですけれども、確認ですが、観光・商業施設の導入についての最後の「3 現時点の検討状況」の話なのですけれども、最後に株式会社小樽観光振興公社で経営の改善の方策や事業計画が計画がまとめられることになっており、その結果を踏まえて改めて議会に報告したいということだったのですが、この結果を踏まえて説明していただくときにはこういった、例えば経営改善の方策だとか、事業計画などについて市としてどういうふうに認めたのか、どういうふうなことだからこれで大丈夫だというようなお話を説明していただけるということによろしいのでしょうか。

○（産業港湾）観光振興室丸田主幹

はい、そのとおりであります。公社がこれから経営体制を新たにして、その中で事業計画、またそういうのをつくり上げていきますので、そこに市も一定程度の関わりを持ちながら御説明はしてまいりたいというふうに考えております。

○横尾委員

こういった計画も本当に自分たちでつくるといぐらいでないとなかなか理解できなかつたり、見落としだとかあると思いますので、これも大変だと思うのですがしっかりと確認していただきたいと思います。

◎観光基礎調査について

次に、観光基礎調査についてお伺いするのですけれども、これも説明の最後の部分でこの調査、産業連関表について今後分析を進めることにより経済構造などの把握に努め、各種イベントや施策の経済波及効果分析などへの活用を検討してまいりたいということで、前からいろいろなことで言っているのですが、調査した結果を使えるところでいろいろなど使っていただきたいと思うのですけれども、この各種イベントや施策の経済波及効果の分析などということで、こういったものが想定されているのか何か現在でこういうものが想定されるというものがあればお聞かせいただきたいと思います。

○（産業港湾）観光振興室長

我々観光振興室で想定していることといえば、ここでいうイベントでいうとおたる潮まつりの経済波及効果であったり、小樽雪あかりの路であったり、そういったことの必要性があればそういったことにも活用できるのではないかと、そのように考えているところでございます。

○横尾委員

これも私はよく言っているのですけれども、やはり横のつながりという部分で今、産業港湾部だけで使えるものなのか、ほかの部署でも使えるものなのか、そういったものが非常に気になっていて、やはり部を超えてこういった調査の内容を使うだとか、そういったことをなかなか情報交換をうまくやっていないと使えないものだと思うので、その辺何かほかの部で使えそうなものなどもし考えられるものがあればお聞かせください。

○（産業港湾）次長

ほかの部ということですので、具体には今お答えはしかねるのですけれども、この報告書の中でも産業連関分析の活用事例ということで建設投資の経済波及効果みたいなケース、分析事例なども載ってございますので、今後は今御提案のありましたように、こういったことができましたということでお話をしながら、その辺も研究してまいりたいと考えてございます。

○横尾委員

私もぱっと見てどういうふうに見えるのかなかなか想像できなくて、いろいろお話しする中で理解して使えるのかと思いましたので、ぜひ、大変ですけれどもお願いしたいと思います。

報告についてこれで終わりたいと思います。

◎雇用と創業について

雇用と創業についてということで質問に移らせていただきますけれども、雇用については就業支援だとか、就労促進だとか、そういった部分をメインにお聞きしたいのですが、現在、小樽市で行っている事業についてお聞かせください。

○（産業港湾）商業労政課長

今雇用についてどういった事業を行っているかということでございますが、労働者地元定着事業といたしまして労働実態調査ですとか、新規学卒者の就職状況の調査を実施しております。

また、雇用促進協会補助金ということで、これは市が事務局なのですけれども主に高校生に地元企業へ就職してもらうための合同企業説明会を開催するといったことを実施しております。

また、若者就職マッチング支援事業といたしまして、これは委託で行っているのですが企業見学会ですとか、企業出前説明会、またインターンシップなどを行ってございます。

○（産業港湾）産業振興課長

創業の面でも御質問がありましたのでお答えさせていただきますけれども、創業の面については市内で新規創業をされる方に対して家賃、それから内外装工事費の補助金という制度を実施しております。

○横尾委員

今示していただいた事業について、過去の実績、過去3年度分でいいのでお聞かせください。

○（産業港湾）商業労政課長

今の中の実績で主なもので御紹介させていただきますが、まず若者就職マッチング支援事業の中で企業見学会を令和元年度から実施をしているのですけれども、企業見学会の参加者が令和元年度は17名、2年度は4名、また企業出前説明会は元年度は154名の参加で、2年度が214名の参加、またインターンシップにつきましては元年度は5名、2年度が18名となっております。

○（産業港湾）産業振興課長

小樽市創業支援補助金の実績ですけれども、平成30年度が21件、令和元年度が10件、2年度は2月末現在になりますが15件となっております。

○横尾委員

ちなみに若者就職マッチング支援事業の話です。これの対象者はどうなっているか、お聞かせもらえますか。

○（産業港湾）商業労政課長

こちらは若者就職マッチング支援事業としては、高校生のほかに専門学校生、また大学生を対象としてございます。

○横尾委員

ちなみに小樽市創業支援補助金の対象者はどんな人ですか、お聞かせください。

○（産業港湾）産業振興課長

これは市内で初めて創業をする方が対象になっています。

○横尾委員

こういった先ほどの若者就職マッチング支援事業は令和元年度からやってきていると思うのですけれども、この実績に対する効果というか、支援事業がしっかりできているのかどうなのかという部分の評価、分析そういったものは今まで多分続けてきたと思うのですが、どのような検討がなされて続けられてきているのか、聞かせてもらっていいですか。

○（産業港湾）商業労政課長

今の若者就職マッチング支援事業についての効果ということですが、令和元年度に実施する前は高校生就

職スキルアップ支援事業というような内容で高校生だけを対象とした事業として行っていたのですけれども、そのように事業を毎年続けて実施してきたことで、これまで例えばインターシップですと各学校が学校独自で行っていたものを市のこの事業を活用して、学校の就職活動授業として位置づけてもらっていると。そういったことで役立ててもらっているといたものがございます。

また、もう一つ合同企業説明会もあるのですが、こちらも生徒からは、参加したことによりましていろいろな業種の話聞くことで、今まで興味のなかった業種にも興味を持つことができたということで高校生の就職に対しての視野を広げてあげることができていると考えてございます。

○（産業港湾）産業振興課長

小樽市創業支援補助金の面でございますが、この補助金は平成27年7月からになりますけれども、実施しております。1年当たり直しますと12件から13件の方に創業していただいております、この補助金の目的は新規の雇用創出、市外在住者の転入、それから転出抑制、市内業者との取引拡大、こういったことを目的としているところですが、創業者の方は個人の事業主の方が少し多いということで、店舗の規模等で雇用面というのは大きな雇用数というふうには実態としてはなっておりませんが、この補助金を活用したうち移住された方がこれまで12名いらっしゃいます。

そういったことでも先ほど申し上げた目的の一つもある程度達成できているのかというのがありますし、この創業の内訳を見ますと飲食店が半数以上となっております、観光地である小樽市の魅力づくりにある程度つながっている。それからこれまでの実績、総件数が75件になっておりますので、こういった意味では市内業者との取引拡大といった面につながっているのではないかと考えているところでございます。

○横尾委員

予算を獲得するときに毎回事業の見直しというか、そういったものを行っているという話なのですが、大体財政とか説明するときもこういった見直しを毎回されていく、それは納得するというか、この数字である程度、目標は達成されているという皆さんの認識でよろしいということなのでしょうか。

○（産業港湾）商業労政課長

目標達成できているかということなのですが、雇用でいけば、例えば高校生の市内の事業所への内定率50%を一つ目標としております。

目標値に対しまして現在、2月末現在なのですが41.2%となっております、ここ3年間見ても50%まで到達したことがございませんので、そこを何とか市内の企業に就職できるようなことを事業として実施してあげられればと考えているところでございます。

○（産業港湾）産業振興課長

目標数値は何件といった部分はございませんけれども、先ほど答弁させていただきました目的のための数値は先ほど移住ないし創業者数等報告させていただきましたけれども、そういった面で創業支援を創設した目的というのは一定程度達成できているのかというふうに考えております。

○横尾委員

そういった対策をされているというのは分かりました。分析もなかなか難しく数字で表せない部分もあるかと思うのですが、対策をされているということで確認させていただきました。

そこでこの内容で聞きたいのが今、令和元年第4回定例会でも高齢者雇用対策についてということで少し聞かせていただきまして、少子高齢化による労働者不足がやはりどうも進んでいくという中で働きたい高齢者の対応がやはり求められるようになりますよということを前もお話しさせていただきました。

そのためにも高齢者が安心して働ける地域社会において能力を存分に発揮していける、活躍できる、そのために必要な多様な価値観に基づく新たな雇用の創出が求められるのではないかなというふうな話もさせていただきました。

た。本当に小樽市の人口減少段階というのが日本の2060年以降に当たる最終段階の第3段階でもあると言われてますし、2045年、今から24年先には小樽市の人口が半分になると書かれていまして、生産年齢人口もかなり減るといってこれは総合戦略にも書かれていて、今の2015年の15歳から64歳が6万5,418人のところ、2045年の国立社会保障・人口問題研究所の推計では2万5,000人までになってしまうというような状況で、かなり労働者、働く方が不足するのではないかとということを危惧しているのです。その中で前回少し聞かせていただいたのですが、高齢者の働き方を変えるための施策というのは現在もまだ前回と同じような小樽市シルバー人材センターがあるというようなことでしたけれども、私がこの間言った生涯現役促進地域連携事業だとか、そういったものを検討している状況はないということで変わりないのでしょうか。

○（産業港湾）商業労政課長

今、委員からございましたけれども、小樽市シルバー人材センターのほかには、生涯現役促進地域連携事業というものを実施するといった予定はございませんが、先日も小樽市季節労働者通年雇用促進協議会の中で合同企業説明会というものを開催いたしまして、そこに潜在的労働力の掘り起こしということを考えまして、子育て世帯の方もそうなのですが、そういったこれまで働いていない方が相談できるような、「働こうかな？相談会」というものの中に入れました。これはハローワークの方に来ていただきまして相談員としてお話を聞いてもらうというようなことをしてございます。

○横尾委員

前にも説明させていただいて、少しはほかのことで高齢者に限らず進めたというお話ですけれども、高齢者が就労するために高齢者特有の働き方を求めているニーズみたいなのがあったり、やはり短時間で働いたりだとか、短時間で体力的な負担がない働き方を重視するだとかという特性があったりだとか、一つの業務を複数人で、高齢者が交代で従事するというようなやり方をやっているだとか、いろいろな特性があります。企業で高齢者を、例えば就労で使いたいといってもなかなかそういった使い方が分からなかったりということで、市として、高齢者の就労に関する施策として、そういう情報を流したりだとか、相談窓口をつくったりだとかということで進めているというようなお話も聞いたりするのですが、結局、私は、この高齢者の話でもありますけれども人口減少が進んで2045年になってから考えては遅いのだと思っています。今、様々なところで、公共施設もそうですが、なってしまってから対策するのでは遅いということで、やはり予防保全という形でどんどん想定して、そういった状態にならないように手を打つほうが一番、実は負担が少なかったり、効果が高かったりという部分がありますので、こういったことを早めに考えていくことが大事だと思うのですけれども、何かそういった目安だとか、これくらいになったら考えなければならないのではないかとというような何か考え方があればお聞かせいただきたいと思います。

○（産業港湾）商業労政課長

目安とか、そういったことですけれども、なかなか難しいとは思いますが、確かに高年齢者の就労対策といたしまして、今の小樽市シルバー人材センターはございますが、やはり委員のおっしゃいますとおり少子高齢化が進む中で労働人口が減っていくということがありますので、高年齢者がその経験とか、そういったものを生かして働くことができる場というものは重要だということで認識してございます。

○横尾委員

今AIがどんどん進んで、本当にどういった仕事が残っていくのか、本当に高齢者の人材だけで足りるのか、または余剰になるのではないかと非常に難しい部分もありますので、そういったこともぜひ研究していただいて、いろいろ検討していただきたいということで、問題提起という形になりますけれどもお願いしたいと思います。

次に、女性の就業促進するための取組についてということで、お話ししたいのですが、少子高齢化に伴う人口減少の社会の中では地域の持続的な成長と活力を維持し、地方創生を進めていくためには、やはり市民一人一人が個性に応じた多様な能力を発揮できる環境整備が必要です。これは高齢者の話を先ほどさせていただきましたけれど

も、特に女性の能力を十分に生かすことが地域の発展には不可欠なのかと思って、前回の私の質問の中でも女性の意見を反映させる場ができませんかというような質問もいろいろさせていただいておりましたが、やはり特に働く女性、働きたい女性が働きやすい環境を整備するための施策というのが必要なのかと思っております。

これは第2次小樽市男女共同参画基本計画の中で行った市民意識調査で、女性が職業を持つことについて聞いたところ、「結婚や子育てなどに関係なく職業を持つ方がよい」という方の割合が全体の39.9%あったということで、「子育て中は休業、子育て後には再就職する方がよい」という方は31.3%いたので、こういった就職、再就職または職業継続するという方が7割くらいいたということで、ここの対策というのは非常に必要だと私は思っております。

現在、先ほど少し話がありましたけれども、こういった働きたい女性の方たちのための就業を促進するような取組をやっていたらお聞かせください。

○（産業港湾）商業労政課長

働く女性にということですが、こちらは先ほど少しお話をさせていただきました就労の相談の窓口もあるのですが、あと、市の予算ではございませんが、株式会社セブン—イレブン・ジャパンと小樽市が、地域見守り活動に関する協定というものを締結していることもございまして、セブンイレブンから高齢者ですとか、子育て中の女性の就業ということでレジ打ち体験等そういったものも含めた形でのお仕事説明会というものを実施していただきましたといいますか、少し日にちが悪くて12月18日だったものですから新型コロナウイルス感染症の影響で参加者はどなたもいच्छらなかったのですけれども、そういった形で小樽市も後援というような形で一緒にやっているといったところでございます。

○横尾委員

今コロナ禍ということで様々あると思うのですが、例えば子育てをしている方、女性向けの創業スクール、例えば自分の都合に合った形で創業したいという方もいच्छると思うので、そういった創業スクールをやっているところもあるそうです。

また、子育てママが働けるような会社の説明会みたいなものもあったりだとか、女性のためのキャリア支援講座、あとは女性、若者／シニア起業家支援資金というのがあったり、結構、起業を支援するに当たってもある特色をつけたりだとか、目的、ターゲットを明確にして、そういった事業を打っているという話があります。

小樽市として今何をやりたいのかという部分は第7次小樽市総合計画にもうたわれていると思うのですが、そういったところも踏まえながら、ターゲットを絞った形でこういった起業の対策だとか、雇用就職支援していくというのも非常に大事ですし、市としての姿勢もよく伝わっていくのかと思うのですが、こういった取組についてはどのような見解をお持ちかお聞かせください。

○（産業港湾）商業労政課長

先ほども高齢者のときにもございましたけれども、やはりそういった子育て中、また子育てが終わった後の女性の働く場を提供するのは非常に重要だと認識してございます。

現在、実践型地域雇用創造事業という国から受託をして小樽地域雇用創造協議会で行っているものがございまして、こちらのセミナーの中には、そういった働き方ということのセミナーも実施していたところでございます。

○（産業港湾）産業振興課長

創業、起業の面で答弁いたしますけれども、先ほど答弁させていただきましたが小樽市創業支援補助金を平成27年度から実施しております、昨年度に見直しを行っております。内容としては、中心部の商店街への創業を促すという意味で見直しを行ったという経過があるのですが、今、御質問にありました、例えば女性に特化したとか、そういった形でターゲットを絞った形には今なっておりませんが、今後、制度を見直す中でこういったところにポイントを絞ってやるのか、その辺については今後も検討の課題にしたいと思います。

○横尾委員

先ほど課長からありましたけれども、移住につながったというお話もあります。特に若い女性の方の人口がどんどん減っていくということで非常に問題になっていますが、こういった創業支援をすることによって、そういった移住にもつながっていくというのがありますので、やはりどういった方に来てほしいのかを絞った上でやるというのも非常に効果的なのかというのは先ほどの結果を聞いて思いましたので、ぜひそういったものも検討していただきたいということで私の質問を終わりたいと思います。

○委員長

公明党の質疑を終結いたします。

この際、暫時休憩いたします。

休憩 午後4時08分

再開 午後4時19分

○委員長

休憩前に引き続き、会議を再開し、質疑を続行いたします。

立憲・市民連合に移します。

○面野委員

◎企業誘致サポート事業について

まず資料3番で、企業誘致サポート事業についてということで御説明いただいたのですが、失念してしまっただけですが、これは国の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金でやった事業だったのでしょうか。それともともと予算であったのでしょうか。

○（産業港湾）由井主幹

この事業はいわゆる新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の事業ではございません。

○面野委員

目的の部分で、「調査及び立地環境等のPRを参加団体（13自治体・1企業）が合同で実施するもので」とあるのですが、これをもう少し詳しく御説明していただいてもよろしいですか。

○（産業港湾）由井主幹

13自治体・1企業と書いてある中身としましては、全国の県で参加しているところもありますし、小樽市のよう

に市で参加しているところもあります。

1企業というのは先ほど御説明さしあげたのですが、民間の工業団地を所有している企業ということになります。

○面野委員

それでは、今回示されていた調査結果のデータというものはこちらの企業を合わせて14団体ですか。こちらに同じものが明示されているというのですか。それとも、これはもう小樽市に特化したデータになるという理解なの

○（産業港湾）由井主幹

同じものがいっております。

○面野委員

少しその点が分からなかったもので、確認させていただきました。

◎観光基礎調査について

次に、観光基礎調査についてなのですが、私も以前から、平成16年度以来、調査を行っていないのでぜひ行って現状の小樽市の観光の経済波及効果について調べてみたらいかがでしょうかという御意見をさせていただいて、今回この調査結果が出てきました。

それで私も、昨日、おとといに配っていただいて中身をまだ全然見ていないのですが、次長もおっしゃっていたとおり専門的な知見がかなり入れ込まれているので、なかなか私のような素人では精査も難しいのかと思っているのですが、平成16年度に前回実施した調査と、こちらの今回、令和2年度の観光基礎調査の報告書というのは比較対象になるものなのでしょうか。

○（産業港湾）観光振興室中村主幹

前回、観光基礎調査を行ったこの状況、新規需要としての観光消費額というのは観光客動態調査を行って、それはもともと同じものを使っているのですけれども、今回は初めて産業連関表を作って、それを入れ込んでいるというところでは、前は乗数理論という方式を使ってやっておりますので単純な比較はできないかと思えます。

ただ、経済波及効果額というものを出したときに、市内生産における割合ですとかというものを考えると、依然として観光が基幹産業の一つであると重要な部分であるという部分は同じく認識できるものというふうに考えております。

○面野委員

ちなみに波及効果は、大きな影響というか効果はもちろん観光が産業であるということがまた再認識されたということになっていると思うのですが、数値的なもので見て前回と今回の調査結果で出ていたものというので、いわゆる経済の波及効果が高くなってきたのか、それとも横ばいなのか、下がっているのか、何かその辺のイメージというのは前回と今回を見比べて比較できるようなものにはなっているのですか。先ほど調査の仕方が違うとおっしゃっていたのですが、いかがですか。

○（産業港湾）観光振興室中村主幹

前回の調査の中で観光消費額が平成16年度のときに1,319億円ということで把握していたのですが、このときの市内産出額というのが全体で8,540億円で、その割合を見ますと15.4%。今回の中では、7,178億円の生産額に占める観光消費額が898億円で12.5%だったということで、全く同じではありませんが、近似の数値になっている。

また、経済波及効果と合わせた総売上が平成16年度のときには、2,668億円で、こちらは31.2%だったと。今回を見ますと市内生産の中で合計しますと、今、数字がすぐ出ないのですけれども、観光消費額が12.5%、生産波及効果が12.4%ですから、合わせまして24.9%と約30%近くになっているということで、依然として高いシェアになっているのかと思えます。

○面野委員

なかなか同様の比較は難しい数値というか、調査の方法も違うので、そういった印象を受けますが、やはり怖いのが現在この新型コロナウイルス感染症で全くこの時期とは変わってしまったけれども、やはり観光にそれなりの産業なり経済波及効果があったということが、逆にこの数値を見て今の小樽観光を見ると恐ろしいことになっているのだと感じました。こればかりは市の施策だけではなく、国を通して世界的なものになってきているので、なかなか小樽市だけ頑張っただけでどうにかというわけにはいかないのですけれども、やはりこういう数値が出てくるとなおさら具体的に恐怖感を感じるというか不安感を感じるという一面も、まさか誰もこんな状況になるとは思っていませんでしたので、そういう見方をすべきものではないのでしょうかけれども、少しそういう感覚を覚えました。

◎4 公営企業から提出の経営戦略について

次に、4 公営企業から経営戦略という計画素案が戦略が出されたのですが、これは先ほど最後に水産課で御説明いただいたときにパブリックコメントを行って今後のスケジュールリングを御提示いただいていたのですけれども、

いつ正式な戦略としてリリースされるというか運用されることになるのか、聞き漏らしていたかもしれないのでお願いします。

○（産業港湾）公設水産地方卸売市場長

最終的な策定決定日につきましては、現在、産業港湾部所管の経営戦略のほかに、建設部、生活環境部が所管する経営戦略がございます。それらを全部統一的にパブリックコメントを実施して、それらについての回答などを行った後に、全庁的に一斉に決定していきたいというような流れで進めておりますので、では現時点で、最終的にいつ策定日になりますかというところについては、現時点ではお答えできないところでございます。

○面野委員

この表紙だけを見ても、例えば小樽市港湾整備事業経営戦略の素案だと、事業概要が、まず職員数がゼロで、民間活用の状況がどこにもされていないということは、これは誰がやっているのですかと素人考えでは見えてしまうのですけれども、この辺はどういう扱いのものになっているのかがいまいち見えないのですが。

まず、ゼロである小樽市港湾整備事業経営戦略と小樽市地域開発事業経営戦略、こちらは誰が主導になってやっていくものなのかということがこの表では少し見えづらいのですが、どういうふうなお考えなのでしょうか。

○（産業港湾）港湾振興課長

こちらの経営戦略は委員のおっしゃるとおり職員数ゼロという形になっておりまして、こちらの経営戦略は先ほど来、説明している特別会計のものという形になっております。私ども産業港湾部で所管しているこちらの特別会計の事業につきましては、特別会計の職員は配置されておりませんで、港湾室の一般会計と特別会計それを両方ともやっている職員ということになっておりまして、後ろのほうに、何ページだったか。

（「26人とか書いていましたよね」と呼ぶ者あり）

そうです。26人と書いてあるところがあると思うのですが、そちらが一般会計、特別会計両方、港湾自体を所管している職員数となっております、給料が一般会計から出ておりますので、こちらの職員数という形では載ってきていないということでございます。

○面野委員

中身も結構な量があるのでさらっとしか見ていないのですが、何か戦略というよりは何か見通しみたいな形で、最初の冒頭でたしか港湾業務課長が述べられていたのが総務省からの要請というようなことをおっしゃられていたので、あまりここで深掘りしてもあれなのかという所感を得ています。

◎小樽市鳥獣被害防止計画について

次に小樽市鳥獣被害防止計画について伺ってまいります。

まず被害額の算出、それから近年の推移について伺ってきたいのですが、報告の資料を拝見すると、トドによる被害がやはり断トツに多いという印象を受けました。これらの被害の防止に対する行政、国、北海道、小樽市と関わり合いはあると思うのですが、どのような支援策を実施しているのか。

また、近年の取組の事業費なども分かればお聞かせください。

○（産業港湾）水産課長

まず、被害防止に対する支援策といたしまして、主にトドの追い払いや駆除を行うために、国の鳥獣被害防止総合対策交付金を活用した北海道の鳥獣被害防止対策事業補助金のほかに、本市においてもとど被害防止対策事業費補助金という支援がございます。

そして直近の事業費につきましては、まず北海道の補助事業につきましては平成29年度が196万3,000円、30年度が201万2,000円、令和元年度が194万2,000円で補助を受けておりまして、市の補助事業につきましては、この道の補助事業に上乘せ補助といたしまして、29年度から令和元年度までの各年度において17万円の支援を行っているところでございます。

○面野委員

それでは、その支援をされているわけなのですけれども、実際にこの資料には令和元年度の被害総額ということでは1,780万円、それから漁具で1,372万円と載っていますが、この被害額は、増加傾向なのか、減少傾向なのかでしょうか。

○（産業港湾）水産課長

私の手元の資料でいきますと、平成27年度の小樽の被害額は直接被害と間接被害を合算いたしますと1億3,146万円となっております。それで、令和元年度の数字を見ますと3,152万8,000円でございますので、減少傾向であるかという、そのように認識しております。

○面野委員

時期によって多分いろいろあると思うのですけれども、かなり効果が出ているのかというふうな印象を受けています。

次に、今、被害額についてはお聞きしたのですけれども、トドの捕獲計画数というのは、この計画の中では数値としては示されておりませんが、絶滅の危険性がない範囲でということ、トド管理基本方針というのがあるようなのですが、直近の3か年ぐらいでお聞かせいただきたいのですけれども、トドの捕獲数についての状況をお願いいたします。

○（産業港湾）水産課長

トドの捕獲頭数なのですが、こちらは捕獲承認期間が毎年9月から翌年度の6月までの推計になりますので、それに基づいて当該年度について報告いたします。

まず、平成29年度が80頭、30年度が88頭、令和元年度が111頭となっております。

○面野委員

多いのか少ないのかが分からないのですが、先ほどの被害額を聞いた限りだと、きっとこのぐらいの推移が妥当なものであろうというようなことなのでしょうけれども。

次に、ヒグマ、トド以外は、捕獲計画数というのが示されておりますが、大体、例年このエゾシカ、キツネ、タヌキ、アライグマ、カラス、この辺の対象鳥獣というのは、こちらの計画数の目標に達するような水準になっておりますか。

○（産業港湾）宮田主幹

ヒグマ、トド以外の対象鳥獣でありますキツネ、タヌキ、アライグマ、カラスなどの例年の目標値までに達する水準にかかるかどうかについては、現在カラスを除きまして全てで捕獲数の水準を超えている状態です。

○面野委員

ちなみにカラスはどんな状況なのか。

○（産業港湾）宮田主幹

カラスにおいては、直近の3か年でありますと平成30年度は198羽、令和元年度は211羽、2年度は現在224羽になってございます。

○面野委員

ちなみにカラスは少ない水準ですけれども、ほかの対象鳥獣というのは被害が大きくなったり、苦情が来たりということがきつとあると思うのですが、捕り過ぎ、計画以上に捕獲してしまうというのは問題ないことなのでしょうか。

○（産業港湾）宮田主幹

捕り過ぎに関してのお話でした。現在、捕り過ぎに関しては特に許可数がありまして、エゾシカであれば新たな鳥獣被害防止計画の中では今回180頭という形になっておりますので、その範囲内で納まるような形でやってござい

ます。

○面野委員

だとすれば、どういう時期にどういう被害が多いのかは存じ上げていませんけれども、例えばもうある一定の期間に年度をまたぐ前に180頭捕獲してしまって、農家とか民家の方からエゾシカの被害がすごいのだという苦情というかお声をいただいたときに、もう上限の捕獲計画数に達しているので今年度は対応できませんというような、大体そういった対応になるという考え方でよろしいですか。

○（産業港湾）宮田主幹

エゾシカにおいて言えば、今回、鳥獣被害防止計画の頭数は変更したものなのですが、近年の状況に応じてこの鳥獣被害防止計画の頭数は一部変更できることになってございます。ですから、3か年の中で続けて出現回数が多い状態が分かった段階で北海道に協議をいたしまして、そして変更するという形になります。

○面野委員

それでは、カラスがあまり計画数まで捕獲されていないということで、私も市役所から帰るときに多分これからの季節、繁殖期というのでしょうか、カラスがかなり凶暴になる季節になっていきます。こちらはやはり被害額ということで、きっと農家とかに対する被害額ということで示されていると思うのですが、まちなかでとか一般の民家からのそういうカラスの巣を駆除してくれという苦情も私も何度か受けたことあるのですが、そういったものもこの捕獲数の中にはカウントされるような計画になっているのですか。

○（産業港湾）宮田主幹

カラスの捕獲数なのですが、この鳥獣計画の中で計画数を載せてある数値と、あと実際の上がってきた数値というのが、市の鳥獣被害防止隊の方々にカラス駆除という形で市内で対応してもらっている最終的なカウント数の数値であります。だから、市民の方々がそういう形で対応して、例えば公園だとかほかの直営の方が巣を取って捕ったカラスはカウント数には入ってございません。

○面野委員

それでは、また計画の中身に戻りたいと思うのですが、ヒグマの被害が発生するおそれのある出没個体数ということで示されているのですが、近年で捕獲に至ったケースというのは何件ぐらいあるのかお願いいたします。

○（産業港湾）宮田主幹

近年で捕獲に至ったケースにつきましては、平成30年度に2頭、令和元年度に5頭、令和2年度に5頭、となっております。

○面野委員

最近、札幌市などでも出たり、小樽市でも長橋に出たり色内に数年前に出たとかと聞いているので、このヒグマの被害というのは結構身近な事件になってきているのですが、古平町で昨年ヒグマに襲われて今も行方不明のままという事件が発生しております。

北海道ヒグマ管理計画というものが策定されているそうなのですが、本市の鳥獣被害防止計画のヒグマの捕獲計画数と道が策定する北海道ヒグマ管理計画には関係性があるのでしょうか。

○（産業港湾）宮田主幹

本市におきましてヒグマの捕獲計画数は鳥獣被害防止計画の中で具体の頭数は示されてはおりません。被害が発生するおそれのある出没個体数としておりますので、計画数では直接の関係はないものと考えてございます。

○面野委員

それでは、少しお話は鳥獣被害防止計画からそれるのですが、今ほど申し上げました北海道ヒグマ管理計画について小樽市としてはどのような役割を持っているのかお聞かせください。

○（産業港湾）宮田主幹

市町村の役割としましては被害実態の把握、鳥獣被害防止計画を策定しまして、その中で防除対策の推進による被害の軽減、あと振興局単位で設置されている実働組織との連携を図りながら、地域住民の安全確保や問題個体の捕獲に取り組むことが求められていると記載されてございます。

○面野委員

御覧になった方もいらっしゃるのかもしれませんが、年末にNHKで古平町のヒグマの件について番組が報道というか放映されておまして、私も見たのですが、やはり、誰とは言いませんけれども、本当はかなり身近な被害だなと感じておりますし、小樽市も他人事ではきつくないのだろうと思うので、鳥獣被害防止計画だけの話にはもちろんならないと思うのですが、こういった鳥獣の被害というものに関してもしっかりとこれから取り組んでいかなければいけないとは感じております。

次に、まだ少し鳥獣被害計画をやるのですけれども、捕獲等をした対象鳥獣の処理に関して、少し扱いが変わるということで、資料の中でもライン、チェックが引かれております。

まず、駆除した個体は市担当部署との連絡調整を行い原則収集運搬業許可業者による運搬の上云々とあります。原則とありますけれども、この原則以外の運搬方法について想定できることや、さらにもしそういった原則以外の過去の事例があればお示してください。

○（産業港湾）宮田主幹

原則以外の運搬方法、想定できること及び実際にあった事例に関してです。

原則以外というのは記載のとおりであります。収集運搬業許可業者以外の例えばヒグマ防除関係者などが駆除した個体やその一部を入り口まで運んで持って埋立処分してもらうことを示しております。

また、事例に関しては捕獲場所や季節によりまして埋立が困難な場合や、解体後の不要な骨、皮など、処分が難しい場合において持ち込んだ事例があると聞いております。

○面野委員

次に、処分の方法も一通りではないような記述になっているのですが、「小樽市廃棄物最終処分場での埋立処分とするなど」ということで、「など」が付け加えられているのですが、この「など」に当たる埋立処分以外の方法について、今ほどと同じような形でどのような処分方法があるのかお示してください。

○（産業港湾）宮田主幹

埋立処分とするなどの「など」であります。捕獲現場におきまして地理的な要因など狩猟者による搬出が困難な場合、現場で埋設をしている、この部分に関わります。

○面野委員

私がこれまで聞いてきたのが何なのかというと、最近ジビエとか飲食でも結構、この辺のここに書かれているものであればエゾシカとヒグマとかになるのでしょうかけれども、クマ肉、イノシシ肉、シカ肉などという消費が結構増えて注目されていると。

例えば、本計画に沿って、この捕獲された鳥獣を飲食向けですとか、ペットフードの原料など、流通させることは可能なものになっているのでしょうか。

○（産業港湾）宮田主幹

ジビエの関係、流通させることは可能かということでございます。

後志管内では実施されてはおりませんが、現在、北海道ではエゾシカジビエ利用拡大推進事業、道が指定した食肉処理施設に搬入した場合の経費の支援とかをしているという内容のものであります。これによりまして、実際に流通形態が整っている地区があります。食肉加工場等の施設があれば、捕獲された鳥獣を原材料として流通させることは可能であると考えております。

○面野委員

それで、「鳥獣の食品化に関する計画策定の予定はないが、今後、計画策定の必要性が生じた際には、検討する。」とこちらの資料にも書かれているのですが、今、北海道のお話は触れられていたのですけれども、他都市でこういったような食品化に関する計画を策定されている状況などは調査されていますか。

○（産業港湾）宮田主幹

他都市の計画策定状況の調査に関してです。

現在、他都市の計画策定の状況は調査しておりませんが、捕獲されたシカを食肉加工場等へ搬送して処理を実施している道内の自治体数は、北海道に確認したところ8市28町1村であると聞いております。

○面野委員

また必要性が生じた際というのは、例えばそういう加工業者なのか、運搬業者なのか、どういった事業者なのか分かりませんが、必要性が生じた際という部分で事業者からの打診であるのか、それとも他の行政機関からこういった計画を策定してくださいという要請などのことを指すのか、この必要性の部分について具体的に考えていることがあればというか、受け取った際にどう考えるかということをお聞きさせていただきたいのですがいかがでしょうか。

○（産業港湾）宮田主幹

必要性が生じたとは、管内の鳥獣の捕獲数の増加とかに伴いまして、民間レベルの食肉処理施設またはジビエの活用施設が増えた場合というふうと考えております。

また、それと同時に、国等から新たな制度、あと特措法改正に基づきまして、食品利用に関する支援内容が充実した場合などを想定して、必要性が生じた際と考えてございます。

○面野委員

決して宗教観とか哲学的なものを論ずるつもりはないのですけれども、やはり捕ったものが流通して消費されたほうがきっといいのだらうなとも思いますし、やはりそういった需要が増えているという事実もございまして、何か面白いというのが少しふさわしいのかどうか分かりませんが、こういった取組というものやはり目を向けていったほうがいろいろと、なかなか行政が手を挙げてやっていくようなものではないのかもしれないですけども、資料にも書かれているとおりやはりこういう考え方もあるということをお聞きされているということなので、何か進める方法、私も探していきたいと思っておりますので、こちらに関しては今回、初めて質問で取り上げさせていただいたのですが、私の会派にも有資格者がいますので、その辺は具体的なお話も含めて少しまた取組についていろいろと質問させていただきたいと思っております。

◎小樽—ウラジオストクRORO船定期航路について

次に、RORO船についての話なのですけれども。

先日の予算特別委員会の中で、委員長でおられます中村誠吾委員から質問がありました。その中で港湾担当部長から、今後の対策としてロシアから向かってくる船舶は積荷をほとんど積んで来ないでこの小樽港に入ってくると。輸入に関してもロシアから来るときにも、もちろん貨物量としてカウントされるので、そういった対策というか取組を進めていきたいということで、かなり具体的なお話が何か聞けたという印象ではあったのですが、現在、実際ロシアから輸入されているものというのはどういった品目があるのか、まずお聞きさせていただきたいのですけれども。

○（産業港湾）港湾振興課長

現在ロシアから輸入されているものといましては、水産品や製剤、それから農業用の肥料などとなっております。

○面野委員

先ほども民間企業ですとかプロジェクト、協議会などと連携しながらというお話がありましたけれども、その品

目の中でも新しい品目を何かロシアから持ってこようですか、それか先ほども苫小牧との戦いというようなキーワードが出ておりましたが、既存の流通しているもののパイの奪い合いになっていくのか、その辺の考え方というのはいかがなのでしょう。

○（産業港湾）港湾振興課長

現在、委員のおっしゃるとおり小樽港貿易振興協議会の中にロシア貿易促進部会というのをつくってございまして、事業者の皆様などと今お話をいろいろさせていただいているところでございます。その中では、当然、今、出ているお話としては定期航路にはなっていないのですけれども小樽港にロシアの船が多く入ってきているという状況を知らない方も結構いるということで、そういうのをPRしながら今ある既存貨物を増やすですとか、また新規貨物についても今これから掘り起こしをかけながら、この航路が充実している小樽港をPRしながら貨物量を増やしていきたいということで考えております。

○面野委員

それでは、RORO船について、今、課長から取組について御説明いただきましたけれども、私のイメージなのですが、きっと、なかなか貨物量が増えたときの行政の直接的な利益というのは民間企業に比べるとかなり薄いものというか、言い方は悪いですが、うまみがないというか、やはり貨物量が増えて本当に受益者としての効果が大きいのは民間企業であったり船社であったりとかするので、やはりその人たちがうまみを感じる、利益を得られるというような、そういう進め方をしていけないときとスピード感が出てこないのかと思っています。

今お話ししたような形で、先ほども、たしか高野委員のときにも少しお話しされていたと思うのですが、ロシア側へのアプローチとしてこの貨物量の増加にどういうふうに、どういう組織として取り組んでいくのか。

また、それらの組織の港湾室の関わり方などをお示しいただいて、私の質問は終わりたいと思います。

○（産業港湾）港湾振興課長

ロシアへのアプローチの仕方、また港湾室の関わり方ということでございますが、先ほども御説明しておりますが、今、小樽港貿易振興協議会の中にロシア貿易促進部会というのを設置してございまして、こちらには当然、代理店業務をされている民間事業者とか、また商工会議所にも小樽に入っていてございまして。私ども市としては、港湾室と、あと産業振興課にも入っていてございまして、こういった中で今検討していくということがまず第1点と、ロシア側のアプローチといたしましては、個々の企業でできる範囲ではやっていたくというのもございまして、今までもロシアに小樽港貿易振興協議会の事業としていっている部分もございまして、そういったものを活用しながらアプローチをかけていきたいと考えております。

○委員長

立憲・市民連合の質疑を終結いたします。

小池二郎委員に移します。

○小池委員

◎支援金等について

2月1日から行われた小樽市飲食店休業協力金支給事業が実施されたプロセスについてお聞かせください。

また、いつ制度設計に取りかかったのでしょうか。

○（産業港湾）商業労政課長

飲食店休業協力金支給事業につきましては、小樽市が酒類を提供する飲食店に対しまして任意の休業要請を実施いたしました。これを受けまして、休業要請に協力をしていただいた店舗1店舗当たり15万円を支給するといった事業でございます。

いつ制度設計に取りかかったのかということでございますが、この任意の休業要請は1月28日に実施したのです

けれども、以前から新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用した事業について検討はしていましたが、御質問の飲食店休業協力金支給事業の制度設計に取りかかったのは、その休業要請前日の1月27日でございます。

○小池委員

今回の休業要請の判断として、私も反対するものではなくて理解しているのですが、プロセスについては疑問に思うことがありました。当時の状況を考えれば、感染者が収まらない状況やそれに伴い飲食店が疲弊している状況でもありましたので、感染者を減らすためにも休業要請は理解するものの、突然の発表により一定程度の混乱があったと思います。特にいつから店を休んだらいいのか、いつから休めば協力金事業の対象になるかなど、私にも問合せが来ました。

制度設計が定まっていないことも混乱につながった要因と考えますが、今後、緊急的な休業要請に対する支援事業において混乱が起きないようにするため、何か対策はありますでしょうか。

○（産業港湾）次長

今回の協力金については、道から小樽市での外出自粛の要請と小樽市との往來の自粛の要請の発出があって、感染拡大をこれ以上、何としても抑えるということで任意の休業のお願いもさせていただいて、今、商業労政課長からも答弁をさしあげましたが、それまでもやはり飲食というのは非常に厳しい状況でありましたので支援金のようなものを検討してありましたが、そこで急遽その休業の協力金ということで制度の変更をかけてアナウンスしたというふうな状況でございました。

準備がというよりは、その道の要請もあってそれに加えて何としてもというふうな部分でありましたので、そこは準備を間に合わせていくというふうなことしかないのかと思うのですが、ただ1点、今お話もありましたが、記者会見の中でいつからいつの休業がその協力金の対象になるのかということところは、やはりアナウンスすべきであったということところは反省もしておりますし、混乱もしたということで申し訳なく思っておりますが、今後ないことを願っておりますけれども、万が一にそういうふうなことがあったときには、その辺のアナウンスというのはしっかりしなければならないというふうなことは考えてございます。

○小池委員

私も本当にそのとおりでと思います。本当にもうこれ以上ないことが一番ですし、でもそのときの対応に今回の対応を生かせばまたいいものになると思っておりますので、よろしく申し上げます。

次に、支援金等についてですが、前回質問できなかった質問で、昨年、実施された小樽産品宅配システム支援事業費補助金についてですが、簡単に概要をお聞かせください。

また、この事業が行われることになった経緯をお聞かせください。

○（産業港湾）水産課長

小樽産品宅配システム支援事業費補助金についての事業の概要と経緯につきましては、新型コロナウイルス感染症の影響で市内において観光客が減少している。また、それに伴って飲食店やホテルなどの需要が減少している。そのほかに物産展などの中止によって市内の製造事業所の販路が縮小しているなどで、コロナ禍の影響で食品製造業の売上げの低迷や過剰在庫を抱えている状況の中で、一方、巣籠もり消費の販売需要が伸びていることから、生活協同組合コープさっぽろの宅配サービスの北海道応援トドックを活用して小樽名産品の特集を掲載するような内容で、コープさっぽろと協議を行いながら実施したものであります。

○小池委員

では、この事業の対象に当てはまる市内の製造事業者数はどのくらい想定されているのでしょうか。

また、以前からトドックと取引をしていた市内の卸売事業者は何社あるのかお聞かせください。

○（産業港湾）水産課長

対象に当てはまる事業者につきましては、私どもでこちらを設計する段階では、平成28年の経済センサスから製造業を参考にさせていただいて、その中で139社ございましたので、そのうちの約半分が利用可能になるのではないかと。

あと、卸売事業者という部分に関しては、小池委員のお話があるのが、コープさっぽろと製造業者をつなぐ卸売事業者、一般的にベンダーと言われているところだと思うのですけれども、その市内の数については私どもでは調査はしておりません。

○小池委員

この制度は事業者から問屋に行って、問屋からトドックという形になると思うのですけれども、市外の卸売事業者を利用されてもそれは対象になるのでしょうか。

○（産業港湾）水産課長

はい、そのとおりでございます。

○小池委員

ある程度利用を想定されて予算をつけていると思いますが、何社ほどの卸売事業者と製造事業者の利用と商品数を想定されているのでしょうか。

また、1回の掲載に最大何商品の掲載をする枠を確保していたのかお聞かせください。

○（産業港湾）水産課長

私どもでこちらを設計する段階で、まずコープさっぽろといろいろこの取組に向けて協議させていただいた中で、小樽の名産特集を組めるのが最大で4ページ、本来であればこのページも全部、私どもで負担をしなければならないところでありましたが、コープさっぽろの御厚意の中で、紙面の買取り料、その辺については免除していただいたような内容でございます。

その4ページを確保する中で、最大品目数、何品掲載できるかと、そこについてもいろいろと話させていただいた中で、60品までであればどうにか対応できるのではないかとということで、今回、枠を60品というような形で制度設計をさせていただいたところでございます。

○小池委員

実際に60品掲載できるということで、その中で実際に掲載されたのは何品だったのでしょうか。

○（産業港湾）水産課長

こちらは、最終的に私どもで募集を6月17日からかけましたけれども、最終的には22社22品の掲載となりまして、2ページの掲載となったものでございます。

○小池委員

補助金の内容ですが、商品掲載料1品、上限8,000円となっておりますが、この補助金は製造事業者に対してなのか、それとも卸売事業者に対してなのか、お聞かせください。

○（産業港湾）水産課長

私どもの補助対象事業者はあくまで食品の製造事業者になりますので、そちらは製造事業者に補助したものでございます。

○小池委員

そうしたら、この補助金の周知はどうされたのかお聞かせください。

また、想定される製造事業者や卸売事業者に対して直接的な周知はされたのでしょうか。

○（産業港湾）水産課長

ただいま周知についてお尋ねがありましたけれども、まず市のホームページに掲載したほかに、関連性のある団

体6団体、小樽水産加工業協同組合、小樽蒲鉾工業協同組合、小樽物産協会、小樽商工会議所、北海道中小企業家同友会、小樽菓子生産会などの団体に周知をしたのとほかに、私どもで独自に調べさせていただいた過去にトドックと取引のある事業者32社に直接電話をするなり周知を図ったところでございます。

○小池委員

この事業は製造事業者がトドックとの直接取引ができないため卸売事業者との取引が必要になることとなりますが、それは製造事業者にとって少し弊害になったのではないかと思います。その対策や対応は何かされてきたのかお聞かせください。

加えて、この事業の予算に対する実施状況を金額とかではなくて、どう検証されているのか見解を伺います。

○（産業港湾）水産課長

こちらの本事業は、先ほど述べさせていただいたとおりまずは北海道応援トドックを活用したコープさっぽろとの連携事業でございます。その中において、本市において小樽の名産特集というページを設けることによって小樽の製品の販路拡大を図るとともに、売上げの向上につながるものだと考えております。そのため、本市の役割としては参加希望の事業者と販売元であるコープさっぽろへつなぐことであり、卸売事業者との取引の弊害はなかったものと考えております。

また、実施状況につきましては、当初、先ほどお話ししたとおり4ページを見込んでおりましたけれども、フルに活用することはできませんでしたが、本取組によって今回の商品全体の売上げが851万7,722円と聞いておりますので、一定の販売支援の効果につながったものと考えております。

○小池委員

検証されていると思います。私もこの事業を含めて先ほどもまるごと小樽プレミアム付商品券とかいろいろな事業を検証、しっかりされているものもあれば、今回、初めて聞いてこのようなことが分かったということで、一つ一つの支援金や補助金の事業検証をしっかりするべきだと思います。

その検証を生かして今後の事業の策定に役立てることで一つ一つの事業がよりよい事業になるのではないのでしょうか。一つ一つの事業を検証したほうがいいと思いますが、お考えをお示してください。

○（産業港湾）次長

新型コロナウイルス感染症の対策ももう1年以上というふうな中で、支援金ですとか消費喚起ですとか観光需要の喚起とかいうことを中心にしながらいろいろ取り組んでまいりましたけれども、例えば支援金であればもう業種で何回かとか、今回は全ての業種ということでやりますが、やはりこれまで行ってきた事業を実績なのか分析なのか、そういったことをしながら事業の組立をやっているというのが現状でございます。それぞれの事業の検証の仕方なりのボリュームとかは少し違うかもしれませんが、これも同じようにできるだけ早い収束を願っておりますが、まだ先が少し見えない状況でありますので、いろいろな検証とか実績を踏まえながら、やることのあるのであればまたそういった取組に生かしていく必要はあるのではないかとこのように考えてございます。

○小池委員

しっかり検証されているものもあると思います。それで、今回の事業継続支援金では年間の売上げに応じた4段階の支援金になっております。一定程度は事業規模に合わせた制度設計になっていると思います。これまでほとんどの支援金等は一律が多くて、スピード感を優先してきたと思いますが、このような制度設計を考えられたことは、やはり大変御努力があったと思います。この制度設計を考えるにも、やはりこれまでの支援金事業等の経験や検証がしっかりされてきたからだと思うのです。なので、今、次長からもありましたので質問はいいのですけれども、しっかり新型コロナウイルス感染症が収まるのが一番ですが、検証はある程度しっかりやっていただきたいと思えます。

次に、飲食店応援クーポン事業や商店街応援商品券事業についてですが、その利用状況の中で堺町通り商店街で

使われた金額とその割合はどのくらいあったのかお聞かせください。

○（産業港湾）藤本主幹

まず飲食店応援クーポン事業についてなのですが、商品券が使用できる店舗、登録店ということになりますが、こちらにつきましては個店ごとの登録を原則としておりまして、申し訳ございませんけれども堺町通り商店街という単位で使用割合把握してはございません。

一方で、商店街応援商品券事業につきましては、小樽市商店街振興組合連合会の事業でございますが、こちらは商店街単位で登録ですとか換金を行っておりますので、こちらの実績でお答えさせていただきます。堺町通り商店街における使用金額は180万7,500円、商品券の使用割合全体の中で約7.3%だったと実施主体の市振連から聞いております。

○小池委員

なぜこの質問をしたかといいますと、市民の方が堺町通り商店街にどのくらい足を運んだか、クーポンなどがあれば堺町通り商店街に行くのかなど、少しこれが調査のヒントの一つになるのかと思いました。その7.3%というのが多いのか少ないのか私には分からないのですが、ふだんから堺町通り商店街に市民が足を運ぶようになれば、もう少しこの今大変な状況乗り越えられることにもなると思いますし、現在もやはりシャッターが閉まっている店もすごいあると思いますので、市民の方が堺町通り商店街に行くようになれば、もっと堺町通り商店街を助けられると思うのですが、市民がなかなか堺町通り商店街に行かない理由や原因をどうお考えなのか見解をお聞かせください。

○（産業港湾）藤本主幹

まず1点、最初に堺町通り商店街を訪れる人数とか、そういったことの御質問なのですが、確かに今、市民の方訪れる比率といいますか割合は低いのですが、全く訪れていないというような認識ではございませんので、少しその点を申し上げておきたいと思います。

その上で要因についてということなのですが、いわゆる観光地といったような印象を市民の方はお持ちなのではないかと思っております。その一方で、堺町通り商店街でもより多くの市民の皆さんを呼び込もうと、例えば今回、本日報告しましたが、まるごと小樽プレミアム付商品券を使用した場合に特典、景品だとか割引を受けられると、こういったものの企画を行いまして、これを市内向けに新聞に折り込んだりそういった努力しておりますし、また昨年10月末には家族連れの市民を主な対象としたハロウィンイベントの企画ですとか、自虐ポスター、動画配信、あるいは株式会社ユニクロとのコラボ企画だとか、そういった形で様々な努力、取組をしておりますので、市といたしましてもこうした動きを支援してまいりたいというふうに考えております。

○小池委員

そういったイベントを一生懸命やられているのは私も存じ上げていまして行ったときに人が大勢行っていたのも分かるのですが、今後、第3号ふ頭の整備においてみなとオアシスの認定を目指していると思っておりますが、堺町通り商店街同様に市民が第3号ふ頭に足を運んでもらうためにはどうしたらいいのかというのを、その堺町通り商店街の調査とか分析をすることが今後みなとオアシス認定に向けて市民が利用するエビデンスを含めた計画になるのだと思いますが、そのような調査はされないのでしょうか。

○（産業港湾）港湾室主幹

この第3号ふ頭及び周辺地区につきましては、今お話のありましたようにみなとオアシスとして、ただ、このエリアの設定ですとか運営主体などは今後検討してまいりたいと考えておりますけれども、この地域は観光・商業施設のほか観光船の発着場ですとか、親水空間を楽しめる緑地、あとはイベント広場などを配置しまして、観光客のほか多くの市民の方にも来ていただくことを考えております。観光・商業施設を中心とした堺町通り商店街とは少し形態が違いますので、みなとオアシス登録に向けた調査、分析は予定しておりませんが、参考にできるものにつ

きましては関係者と情報共有をしまいたいと考えております。

○小池委員

今、緑地とかイベント広場のことにもありましたけれども、市民が第3号ふ頭や堺町通り商店街にどうやったら行くのかということ、私はやはりもう少し考えるべきだと思うのです。それを調査するべきだと思います。

緑地のイベント広場の利用も、これまでマリン広場等で主にイベントがされてきたものが、そちらですることにもなると思いますが、そのほかにどのようなイベントを想定しているのでしょうか。

また、そのイベントを今まで以上にこれを増やすために、何かそのための対策、そしてそれをどこの部署が進めていくのかお聞かせください。

○（産業港湾）港湾室主幹

今後のイベントにつきましては、第3号ふ頭を核とした魅力づくり連絡会議におきまして、みなとオアシスの登録に必要な運営者ですとか、あとイベントなどの活動計画について意見交換を行いながら整理してまいりたいと思いますので、この中でイベントについては検討してまいりたいと思っています。

また、みなとオアシス登録後の運営していく中ではこの運営者、今こういった形で協議会にするのかまだ決まっていますけれども、その運営者ですとか、あと関係者などとさらなるにぎわいを増やす取組について話をさせていただきたいというふうに考えてございます。

○小池委員

まだ具体的に内容がそこまで決まっていないうことなのですか。イベントをどういうふうに増やしていくのかということ、現時点ではまだ考えていないということなのですか。

○（産業港湾）港湾室主幹

今既存のイベントが開催されていますので、今この地域の配置計画を練ったときには、イベントにも大中小とか様々なイベントがありますので、そういったものは想定しつつ、ただ、今後みなとオアシスに登録する際には、また皆様とお話しをしながら、こういった計画をしていったらいいのかといったものは、また改めてお話をさせていただきたいと思っています。

○小池委員

今後、協議していくということだと思うのですが、私、沼津市に行かせていただいて、そこでの資料でもやはりいろいろなイベントを月1回などやっていたりとか、まちづくりとしても恐らくやっていて、ヨガをやっていたりとか、いろいろなことをやっていたのです。なので、毎月必ずイベントをやろうとか、あと、もっと広げた今までマリン広場でやっていたいなかったことをもっとやろうとか、また、私、本会議でも公園の利用についていろいろ文化やアートとかも取り入れた公園とかもあるのですよということで、その緑地においていろいろな使い方があると思うのですが、それをしっかり今までの小樽市とは違う何か使い方をやはり考えていかないと、緑地とかイベントスペースですか、イベントスペースがただの空き地になってしまうのではないかなと思うのですが。

ちなみに、冬場は雪は除雪するような形なのか、それとも雪はそこにたまるような形なのか、それは想定されていますか。

○（産業港湾）港湾担当部長

まず、緑地の冬の利用状況につきましては、基本的にはこれから先ほど来やり取りさせていただいておりますこの冬期間の利用状況を見定めた上で、ある程度の面的に雪をよけたらいいのか、それとも年間、冬期間であれば数が少なければ一定程度、通路だけを確保して、何かするときにはその際、その都度除雪だとか、そういったことでまだ具体的に雪に関する冬期間の管理体制というのはまだ決めてはございません。

ただ、先ほどいろいろ出ていますイベントについてのお話ですけども、我々もこれまで再開発計画を立て、そして今回、第3号ふ頭を核とした魅力づくり連絡会議でいろいろな方が、小樽商工会議所なり、小樽観光協会の方々

ともずっと打合せをやって進めてきておりますが、私どももそうですけれども、神戸市ですとか長崎市ですとか、いろいろなところを見て回ってきております。また、小樽商工会議所の方も小樽観光協会の方も全国のこういったいろいろな場所を見てきて、そこでやられているようなイベントというのを重々我々としても研究してきたつもりでおります。

まだ具体的に年次付計画の中で、こういったイベントやろうとかまでは行き着いていませんが、当然この区域が本当に1年を通してにぎわいのある空間にすべきというのが我々の一致した考え方でございますので、今まで見てきたイベントの事例ですとか、そういったことも踏まえて、今回の計画の中でも小規模のイベント広場、中規模、そして大規模といろいろなものができるようなことを考えてきておりますので、その辺については今後になりますけれども、きっちりとイベントづくりというのは取り組んでいきたいというふうに思っておりますので、御理解いただければと思います。

○小池委員

そういうところが私より皆さんのほうがいろいろ考えられていると思いますけれども、そこがすごい心配になりまして、変な話今まで小樽市の公園もなかなか使われていない状況が多いので、その中でそこが小樽市で一番使われるようなイベントスペースになっていただきたいと思います。

○委員長

小池二郎委員の質疑を終結いたします。

以上をもって質疑を終結し、意見調整のため暫時休憩いたします。

休憩 午後5時28分

再開 午後5時37分

○委員長

休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

これより、一括討論に入ります。

○高野委員

日本共産党を代表して、議案第41号小樽港の臨港地区内の分区における構築物の規制に関する条例の一部を改正する条例案については否決、陳情第1号奥山等の針葉樹単一放置人工林を、森林環境譲与税で順次計画的に皆伐を進め、天然林に戻すことの要望方については、不採択を主張し討論します。

初めに、議案第41号についてです。

第3号ふ頭及び周辺再開発を進めるために商港区となっている部分を一般の方も利用できるよということ、飲食、物販など建設できるよう改正するものとなっておりますが、小樽港へのクルーズ船が新型コロナウイルス感染症の影響で昨年は35回の予定がゼロ回となり、今年も新型コロナウイルス感染症の感染状況によっては予定されているクルーズ船もどうなるか見通せない状況となっております。

また、ここ数年間の商業推移を見ても、小売業や商品販売数が減っている中で、新たな商業施設などを進めることはマイカル誘致でも明らかのように経営破綻の可能性や、市内の商店街に影響が出ることも考えられるため賛成できません。

陳情第1号については、これまで述べてきたとおり、陳情者が求めている天然林に戻すための皆伐は、環境負担も含めて適切ではないと考え不採択といたします。

以上、委員各位の賛同をお願いして、討論を終わります。

○委員長

以上をもって討論を終結し、これより順次、採決いたします。

まず、議案第41号及び陳情第1号について、一括採決いたします。

議案第41号は可決と、陳情第1号は継続審査と、それぞれ決定することに、賛成の委員の起立を求めます。

(賛成者起立)

○委員長

起立多数。

よって、さように決しました。

次に、所管事務の調査について採決いたします。

継続審査と決定することに、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○委員長

御異議なしと認め、さように決しました。

本日は、これをもって散会いたします。